

衆議院

法務委員會議錄第十二号

平成十四年四月二十三日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 園田 博之君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 棚橋 泰文君 理事 山本 有二郎君

理事 加藤 公一君 理事 平岡 秀夫君

理事 西村 眞悟君

太田 誠一君 左藤 章君

笹川 堯君 下村 博文君

鈴木 恒夫君 西田 司君

林 省之介君 平沢 勝栄君

保利 耕輔君 松島みどり君

柳本 卓治君 山本 明彦君

吉野 正芳君 岡田 克也君

鎌田さゆり君 佐々木秀典君

首藤 信彦君 中村 哲治君

日野 市朗君 水島 広子君

山花 郁夫君 石井 啓一君

藤井 裕久君 木島日出夫君

中林よし子君 植田 至紀君

徳田 虎雄君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 横内 正明君

法務大臣政務官 下村 博文君

財務大臣政務官 吉田 幸弘君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 伊藤 哲雄君

政府参考人 (警察庁警備局長) 漆間 巖君

政府参考人 (金融庁総務企画局長) 原口 恒和君

政府参考人 (法務省刑事局長) 古田 佑紀君

政府参考人 (法務省入国管理局長) 中尾 巧君
政府参考人 (公安調査庁長官) 書上由紀夫君
政府参考人 (外務省大臣官房領事移住部長) 小野 正昭君
政府参考人 (外務省アジア大洋州局長) 田中 均君
政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 藤原 啓司君
政府参考人 (財務省国際局長) 岩下 正君
法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動
四月二十三日

中川 昭一君 林 省之介君
松島みどり君 山本 明彦君
鎌田さゆり君 中村 哲治君
不破 哲三君 中林よし子君

同日

林 省之介君 中川 昭一君
山本 明彦君 松島みどり君
中村 哲治君 鎌田さゆり君
中林よし子君 不破 哲三君

同日

林 省之介君 中川 昭一君
山本 明彦君 松島みどり君
中村 哲治君 鎌田さゆり君
中林よし子君 不破 哲三君

同日

林 省之介君 中川 昭一君
山本 明彦君 松島みどり君
中村 哲治君 鎌田さゆり君
中林よし子君 不破 哲三君

同日

林 省之介君 中川 昭一君
山本 明彦君 松島みどり君
中村 哲治君 鎌田さゆり君
中林よし子君 不破 哲三君

四月二十二日
夫婦別姓制度の導入を図る民法改正反対に関する請願(伊吹文明君紹介)(第二〇五二二号)
同(石破茂君紹介)(第二〇五二三号)
同(小里貞利君紹介)(第二〇五五四号)

同(大野松茂君紹介)(第二〇五五五号)
同(木村義雄君紹介)(第二〇五六六号)
同(北村誠吾君紹介)(第二〇五七七号)
同(齊藤斗志二君紹介)(第二〇五七八号)
同(坂本剛二君紹介)(第二〇五九九号)
同(橋本太郎君紹介)(第二〇六〇〇号)
同(棚橋泰文君紹介)(第二〇六一一號)
同(中本太衛君紹介)(第二〇六二二號)
同(中山太郎君紹介)(第二〇六三三號)
同(中山利生君紹介)(第二〇六四四號)
同(仲村正治君紹介)(第二〇六五五號)
同(葉梨信行君紹介)(第二〇六六六號)
同(蓮実進君紹介)(第二〇六七七號)
同(宮腰光寛君紹介)(第二〇六八八號)
同(森岡正宏君紹介)(第二〇六九九號)
同(谷津義男君紹介)(第二〇七〇〇号)
同(保岡興治君紹介)(第二〇七一〇号)
同(渡辺具能君紹介)(第二〇七二二號)
同(相沢英之君紹介)(第二〇七三三號)
同(岩倉博文君紹介)(第二〇七四四號)
同(大原一三君紹介)(第二〇七五五號)
同(奥野誠亮君紹介)(第二〇七六六號)
同(倉田雅年君紹介)(第二〇七七七號)
同(古賀正浩君紹介)(第二〇七八八號)
同(佐藤静雄君紹介)(第二〇七九九號)
同(鈴木俊一君紹介)(第二〇八〇〇号)
同(近岡理一郎君紹介)(第二〇八一一號)
同(中馬弘毅君紹介)(第二〇八二二號)
同(中川昭一君紹介)(第二〇八三三號)
同(中曾根康弘君紹介)(第二〇八四四號)
同(西田司君紹介)(第二〇八五五號)
同(西野あきら君紹介)(第二〇八六六號)
同(野呂田芳成君紹介)(第二〇八七七號)
同(萩野浩基君紹介)(第二〇八八八號)
同(林幹雄君紹介)(第二〇八九九號)

同(菱田嘉明君紹介)(第二二二九号)
同(平井卓也君紹介)(第二二三〇号)
同(平林鴻三君紹介)(第二二三一號)
同(福井照君紹介)(第二二三二號)
同(藤波孝生君紹介)(第二二三三號)
同(堀之内久男君紹介)(第二二三四號)
同(牧野隆守君紹介)(第二二三五號)
同(三ッ林隆志君紹介)(第二二三六號)
同(山本公一君紹介)(第二二三七號)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案(内閣提出第六一號)

○園田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官伊藤哲雄君、警察庁警備局長漆間巖君、金融庁総務企画局長原口恒和君、法務省刑事局長古田佑紀君、入国管理局長中尾巧君、公安調査庁長官書上由紀夫君、外務省大臣官房領事移住部長小野正昭君、アジア大洋州局長田中均君、財務省大臣官房審議官藤原啓司君及び国際局長岩下正君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○園田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○園田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝栄君。

○平沢委員 おはようございます。自由民主党の平沢勝栄でございます。

大臣にお聞きしたいんですけども、まだ大臣お見えでございませんで、ほかの質問から先に入らせていただきたいと思いますけれども、時間が限られていますので、答弁の方は簡潔に要領よくお願いしたいと思います。

最初にお聞きしたいと思うんですけども、今月号の文芸春秋に元日本経済新聞の記者の杉嶋さんが、「私と北朝鮮」「三つの約束」という記事を書いておられます。この杉嶋さんという方は、二年数カ月北朝鮮に拘束されて最近釈放された方でございますけれども、この記事を読んでみますと、一言で言うところ、内閣情報調査室、そして公安調査庁、そこいらいろいろと情報を提供していた。写真やビデオや各種情報を、北朝鮮に行つて帰つてきたから伝えていた。そうした公調や内調に伝えていた情報が北朝鮮側に筒抜けであつた。

一言で言えばそういうことがる書かれてあるわけでございます。日本の情報機関は、情報の収集も極めてお粗末というか、これからしっかりしていかなければならないと思つておりますけれども、もつとしっかりしなきゃならないのは、情報の収集以上に、情報の管理、保全ということではないかと思ひますけれども、これについて、公安調査庁とそれから内調、簡単に答えてくれますか、どういふふうを考えておられるか。

○書上政府参考人 我が国の公共の安全にかかわる情報が外部に漏えいするということは、絶対にあってはならないことと考えております。当庁としては、そのような情報を取り扱う業務に携わっておりますので、かかることがないよう厳重な管理に努めてきていこうと考えております。

今委員の方から御指摘になりました件に関しましては、実名の手記でございますし、しかもそこの中で述べておられることが、当庁等の情報の漏

えいがもとで拘束されたかのごとき主張でございますので、この問題は大変重大かつ深刻に受けとめて、現在全力を挙げて内部調査に努めているところでございます。全国的に情報の管理体制を総点検するとともに、該当部署につきましては、担当職員あるいは記録等を精査いたしまして、現在徹底した調査を進めているところでございますが、現在までのところ、言われているような情報の漏えいはなかったものと考えておるわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、かかる疑念が生じたということについては大変遺憾なことでございますので、今後とも、この調査を契機に、なお一層情報の管理、保全に万全を期してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○伊藤政府参考人 内調といたしましては、内閣の重要施策に必要な情報収集、分析、そして報告するという重要な任務に携わっておりますので、その観点から、情報の管理、保全については万全の措置を講じており、当室の非公開情報が外部に及ぶことはないと思ひます。

○平沢委員 私は杉嶋さんに直接お会いしているとお話を伺つたんです。杉嶋さんの言つておられることが一〇〇％正しいとは私も思ひません。しかしながら、公安調査庁あるいは内調と接触していた、そういった事実、そして、そこで提供した内容、それが北朝鮮側に漏れていたということについては正しいのではないかなという感じを、私も直接接触し、るお話を伺つて、そういう印象を持っております。

ちなみに、杉嶋さんと接触したのは私だけじゃなくて、ジャーナリストの方も少なからずおられるわけですが、そうしたジャーナリストの方も、いろいろな観点からお聞きして、そういう印象を持っておられるようなんです。

したがしまして、もちろん私の方は、杉嶋さんの言われていることを一〇〇％正しいと言つても、りはありませんけれども、杉嶋さんのお話では、取り調べの過程で、北朝鮮側の係官が、日本から

毎日のように送られてくるEメールやファクスやそういった情報をいっぱい山積みのようにして取り調べを受けたということを言っておられるんです。もちろん、これは公調、内調だけじゃなくて、マスコミ関係者や、日本の中にいろいろと北朝鮮に情報を提供している人がいっぱいいるということとでしよう。日本はスパイ天国ですから、そういうことなんですよ。

しかし、その中に公安調査庁あるいは内調の関係者がいないとも限らないわけでございます。今、先ほど答弁がありましたように、これがもし事実ならば、今後公安調査庁や内調に情報を提供する人なんかなくなりますよ。これはもう大変に深刻な、かつ重大な問題でございますので、その辺をしっかりと受けとめて、今後万全の体制をとっていただきますようお願いをいたしたいと思います。

では次に、拉致の問題についてちよつとお聞きしたいと思います。

北朝鮮との関係については、不審船の問題とか朝鮮銀の問題とか、あるいはミサイルの問題、いろいろな問題がありまして、いずれもこれは重大、深刻な問題でございますけれども、とりわけ、そういう中で重要な、かつ深刻な問題は拉致問題でございます。この拉致問題、最初に発生したのは一九七七年ですけれども、いまだなお結果を見ていない、解決をしていないわけでございます。この間、我々も含めて、そして外務省も、関係当局全体で真剣にこの問題については反省しなければならぬのではないかなと思つております。

そういう中で、この前、全会一致で、衆参で日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議というものがなされました。その中に、「ご家族の方々の悲痛な叫びに、今あらためて心耳を傾け、この疑惑解決に真剣に取り組まなければならない」ということも書いてあります。「国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な問題である」ということも書いてあります。「国民の生命・財産を守ることが国家としての基本的な義務である

ことに思いを至し、毅然たる態度により拉致疑惑の早期解決に取り組むべきである。」ということも書いてあります。

当たり前のことでございすけれども、この決議が今回全会一致でなされたというのは、私は、遅きに失したという感がありますけれども、当然だろうと思ひます。かつては国会でも、拉致疑惑はあるかどうかかわからないと言つていた党もあつたわけですが、今回、全会一致でこうした決議がなされたということは、遅かった気は思つております。

私たちも今度、二十五日に、拉致された方々を救出するための新しい議員連盟を立ち上げる予定でございます。今までの議員連盟もありましたけれども、装いも新たに、新たな議員連盟を立ち上げまして、今度の議員連盟は、具体的に行動していきたい。単に国会の中だけで活動するのではなくて、国会の外に出て、場合によっては実力行使も辞さないで、徹底的に活動していきたい。外国の機関にも働きかけたい、国内のいろいろな機関にも働きかけをしたい。そういうことによって、一日も早いこの拉致被害者の救出のために私たちは努めていきたいということで考えているわけでございます。

そういう中で、先日、参議院の外交防衛委員会で、被害者の御家族である横田さんの御両親、それから有本さんの御両親が御発言されておられますけれども、それを読んでみますと、例えば横田さんのお父さんはこういうことを言っています。要するに、まだ結果が出ていない、何もやつてくられていないというふうに見える面もある、ですから、我々家族は、救出のために、外務省に対して、拉致の進展がないままの支援を行わないでくれとか、政府に拉致に対する対策本部を設置してほしいとか、万景峰号をとめてくれとか、いろいろなことをお願いしてきた、何度も外務省や官邸に対してお願いしてきた、しかし、どういふわけか北朝鮮に関してはなかなかスムーズな動きができ

そして 有本さんのお父さんはこういうことを言っております。「この十四年間にわたつた外務省の態度が私にはちよつと解せないのであります。今ここで外務省改革が大きく叫ばれておりますが、この外務省改革の中にも北朝鮮外交というものをつ加えていただいで、外務省がこの十四年間にわたる北朝鮮外交を一応検証していただきたい、こういうことも言っておられます。

外務省のアジア局長 来ておられますけれども、対北朝鮮外交、今まで拉致問題にどういうふうに取り組んできたのか、この御家族の方の悲痛な叫びをどういうふうに受けとめておられるのか。ちよつとコメントをいただけますか。

○田中政府参考人 私も、参議院の委員会でご本
さん、それから横田さんの家族の御意見、聞いて
おりましたし、本件、まさに日本の国民の生命財
産にかかわる問題でありますから、一刻も早く解
決をしなければいけないというのは非常に強く私
も思った次第でございます。

これまでの北朝鮮外交がどうかということでご
ざいますけれども、私はこれまで、拉致の問題が
明らかになつてから、この問題をおろそかにした
ということとは絶対にないと思います。相手が北朝
鮮ということ、どういう解決方法を探索すれば
一番早期に解決ができるかということ、それぞ
れの時代において、外務省のみならず当時の政党
も含めて、ベストな判断をしようというふう
に思ってきたわけだと思います。ただ同時に、今委
員が言われておりますように、明確な結果が出て
いないということについては十分反省をすべきで
あろうというふうに思っております。

○平沢委員 私は、長年外務省とこの問題でやり合ってきましたけれども、外務省がこの拉致問題に真剣に取り組んできたなという感じは受けないわけでございますして、かつて、田中さんじやありませんけれども、前のアジア局長は御家族の方に何と言われたかというところ、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はしないではしうと言ったとき

今は、森前総理もそうですね、小泉さんも、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ないと言っていたんですけれども、当時のアジア局長は、拉致の御家族の方々に対して、世論が許さないから、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化、そんなことはあり得ないということを書いておられたんですよ。世論じゃないんですよ。外務省が許さなかっただけじゃないですか。ですから、今の一生懸命取り組んできたというのは、私は、御家族の方も納得しないだろうと思いますし、国民の皆さんも納得しないんじゃないかなと思っております。

ここに拉致問題について国際世論に訴える資料というのがあるんです。我々もこれからいろいろ国際世論に訴えていきたいと思うんですけれども、まず、自民党がつくったこのパンフレット。自民党がつくったパンフレットは、いろいろなことが書いてありまして、拉致問題というのは、要するに国民の生命財産を守ることが政府の最高の義務である、我々はこの問題の解決のためにあらゆる努力を払わなければならない、拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ない等々、るるうたっているんです。そして、詳細に拉致事件の概要が書いてあるんです。これが自民党のパンフレット。

次に、警察庁のホームページ。これは何て書いてあるかというと、北朝鮮に十一人の日本人が拉致された疑いがある、北朝鮮はなぜ日本人を拉致したのか、それは日本人を拉致して、その日本人に北朝鮮人が成り済まして、それで日本人に成りかわって活動するために日本人を拉致した、それが主な目的である。そして、どこから日本人を拉致したかという詳細なマップまでついて、そしてその詳細をるる書いたものをホームページで流し

対して、外務省がつくつたパンフレット。この前、私、川口外務大臣にお聞きしたら、外務省はパンフレットをつくっていないと。ところが、党の外交部会でお聞きしたら、田中さんは、つくつておられるということでお答えされたわけです。すぐ下さいと言つたら、いや、帰ってから相談なんというばかなことを言われているから、外国に渡しているものを相談するもへちまも何もないだろうということと言つたら、やつと外務省が持ってきたのがこの資料なんです。

この資料を見たら、何て書いてあるかというところ、日本の警察庁は北朝鮮に拉致された疑いのある者が十一人いるとしていると言つて、あと、十一人の概要が書いてあるだけなんです。自民党のパンフレットに比べ、そして警察庁のホームページに比べ、恐らく外国に渡しているということなんでしょう、外務省がつくったこのパンフレットというより、単なるファクトシートですよ、簡単な。一言で言えば、木で鼻をくくったようなファクトシートですけれども、この一つを見たつて、外務省が拉致問題に本気になって取り組もうという姿勢は全く感じられないんですけれども、何でこんな、一言で言えば余りにももっけないとか、お粗末な資料しかつけれないんですか、外務省は。それをちよつと答えてください。

○田中政府参考人 私どもが諸外国との関係で御説明をするというか、まさにこの問題を解決していくために二つ大事だと思っているわけで、一つは、国際的な認知、国際的な認識を高めるということ。それは結果的には国際的な圧力につながるということだと思いますし、それは、米国との関係でも韓国との関係でもヨーロッパとの関係でも、非常に克明なやりとりの中でやっている。そのときにファクトシートとして基本的な事実関係を書いたものを紙として渡しているということであって、自民党がおつくりいただいたようなパンフレットとは性格が違うというふうに思います。

○田中政府参考人 私どもが申し上げているのは、外交としてこの問題を解決しなければいけない、結果を出さなければいけないということであつて、結果を出す唯一の方法というのは、北朝鮮との關係できちんと話をして解決することだと思ひます。その關係で……（平沢委員「いや、パンフレットのことを聞いているんですよ」と呼ぶ）それは、パンフレットというか、国民あるいは諸外国の国民に対して啓発するような種類の書類ではない、要するに外交交渉の一環として諸外国政府に話をするときに、こういうファクトですということを示す紙であります。

○平沢委員 それなら、日本の警察庁じゃなくて、日本の政府がこういうことだという形で何で書けないんですか。人ごのようにな、日本の警察庁はと。外務省は知りませんよとれますよ、これは。ですから、日本の政府としてはということでは何で書けないんですか。

○田中政府参考人 私どもは、拉致の問題について警察当局が調査をされ、その判断に基づいて行動をしているということです。

○平沢委員 今の答弁を聞いていると、やはり外

務省というのは情けないというか、やる気のない役所だなどという感じを強くしているんです。

別な話題を聞かせていただきますけれども、おとしの十月の米支援。WFPからは十九万五千トンの支援要請があつたんですけれども、最終的にこれは五十万トンになったわけでございます。当時、党の外交部にいられておられた方もおられますけれども、私は、これはおかしいんじゃないかな、WFPの要請が十九万五千トン、なぜ五十万トンなんだというところで、強く反対させていただいたわけです。もちろん党の中でも、当時の報道にもありますし、私も現場にいたからわかりますけれども、鈴木宗男さんが強くこれは五十万トンということで主張されたわけでございまして、けれども、外務省も同じように強くこの問題を五十万トンということで主張されたわけでございまして、けれども、先ほどの拉致の御家族の方々の発言にありますように、米支援するのはもうやめてほしい、拉致問題の解決なくしてという悲痛な叫びを上げておられるわけです。

そういう中で、当時、五十万トンという、WFPの要請を上回る支援がなされたわけでございまして、けれども、なぜそういった形になったのか。そして、その当時、必ずこの五十万トンの支援については結果を出します、結果が出なければ責任をとりますというような発言もあつたわけでございまして、結果がどうなるか、どういふ進捗が見られたのか、それをちょっと教えてください。

○田中政府参考人 私が承知しています当時の状況というのは、少なくともその年の残り及び昨年を通じ約八十八万トンの食糧が必要になるということで、日本の食糧支援の必要性ということで五十万トンということが政府で決定がされたということだと承知しております。

この食糧支援というのは、まさに大きな意味で、北朝鮮の深刻な食糧不足を改善していくことがいろいろの意味で北朝鮮を国際社会にインボルブして懸案の解決をたやすくするという趣旨だったん

だろうと思いますし、その結果を、直ちにどういふ結果が出たかということ判断するのは早計ではないかというふうに思います。

○平沢委員 だからだめなんですよ。このときに、必ず拉致問題を初めとした北朝鮮との関係で進捗が見られる、それについて責任をとるといふ話だったんです。ところが、その後何が起こったんですか。金正男が入ってきた、不審船が来、そして行方不明者の調査が中止と、何にもいいことないじゃないですか。マイナスの方向にばかり行っているじゃないですか。だから私は、外務省にももっとしっかりしてもらいたいなと思っております。

大臣、お着きになりましたので、大臣お疲れさまでございます。次に大臣にちよつとお聞きをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、昨日、大阪高検の公安部長が詐欺などの容疑で逮捕されたわけでございまして、今、政と官に対するいろいろな不信が言われておりますけれども、検察官というのは全国で千数百人しかおられませんし、不正を追及する機関ですから、いわばいろいろな機関の中で最も国民の信頼の厚い機関であることは私は間違いないだろうと思っております。その現職の検事、しかも公安部長という最高幹部の一人が逮捕されたわけでございまして、国民の皆さんは、驚きというか信じられないという、要するに、検察庁おまえもかというような気持ちではないかなと思っておりますけれども、それについて大臣はどういうふうにお考えになられるでしょうか。

○森山国務大臣 全くおっしゃるとおり言語道断なことではございまして、私といたしましては、驚くというか、あきれるというか、信じがたい思いでございました。

しかし、相当の事実がありましてあのような状況になったわけでございしますので、この上は事実をしつかりと把握いたしまして、その上でさらにその後の処置についても考えるべきであるというふうにして思っております。

○平沢委員 今回の事件、今報道されただけ見ても、金額もそれほど大きくありませんし、

場合によっては在宅でやっても、私も長年捜査に携わってきましたけれども、おかしくないかなという気がしないでもございせんけれども、これを強制捜査したのはどういふ事由なのか。今、報道によりますと、この公安部長が、検察庁の中の調査活動費といふか、情報収集活動に使われる費用について、いろいろ内幕をマスコミ等に暴露する、そういったこともあつて、検察庁が報復という口封じのためにやったんじゃないかというふうなことも巷間言われておりますけれども、これについてはどうですか。

○古田政府参考人 具体的事件の捜査方法にかかわる問題ではございすけれども、事案の性質にかんがみまして、概略御説明申し上げます。

強制捜査に至った経緯、理由、これは、現職の検察幹部が暴力団員と密接な関係を保った上でさまざまな違法行為に及んだという、それ自体大変悪質な重大事件でありまして、当然ながら、通謀による罪隠滅のおそれとか、こういうことももちろん考慮しなければならぬ。中には職務乱用にわたる部分もある。さらには、いろいろな疑惑がほかにもあるというふうなこともございまして、これは強制捜査をすべき事案と判断したものと承知しております。

ただいま委員御指摘のような、この人物が、いわゆる情報提供、内部告発者であるかどうかということはまだ確認はできておりませんけれども、そういうことは関係なく、要するにこの事件自体が大変悪質な重大事件、そういうことでございす。

○平沢委員 今度の公安部長は、財テク検事と言われて、前々からいろいろ競売物件を落として財テクに励んでいたということが言われているわけございまして、所得税法違反を初めとして、他の犯罪もあるんじゃないかなというとも言われているわけございすけれども、なぜ今までこういうことがわからなかったのか、そしてそういう人間がなぜ公安部長という要職につけたのか、これはどういふことでしょうか。

○古田政府参考人 今の委員の御指摘、私どもとしても、どうしてこういうふうになつていったのか、これも十分原因を突きとめなければいけないと考えているところでございす。一点申し上げますと、職務ではなくて私的な生活の部分で話でございしたので、そういうことからなかなか状況がつかめなかったという点は御理解いただきたいと思ひます。

○平沢委員 今度の報道の中で一つだけ解せないのは、暴力団関係者と庁内で会つていたということなんですけれども、庁内に入るときには当然名前を書いて入るわけですから、そういう記録が残るわけですよ。普通、暴力団関係者が入ってくるのであれば、記録をそこに残すなんというところは常識的にもあり得ない話だと思ひますけれども、検察庁の場合は暴力団でも自由に入れるのかどうか、それをちよつとお聞きしたい。

○古田政府参考人 参考人等と呼び出して暴力団員が来るといふことはよくありますが、もちろん、非常に著名な暴力団員であれば名前だけでわかることもありますが、名前だけでは必ずしも暴力団員とは特定がつかない。それともう一つ、これはさらにいろいろこれから調べることでもありますが、別名を使用していたという疑ひもございまして、そういうことから把握ができなかったものではないかと思ひます。

○平沢委員 いずれにしても、今回の件で検察庁の信用というのは地に落ちたというか、大変失墜したんじゃないかなというところで、これを立て直すというのは容易ではないなという感じがしますけれども、今後、検察庁の信用を取り戻すために、どういふふうにご考えておられるのか、監督責任も含めて大臣からお答えいただけます。

○森山国務大臣 千数百人もおりますので、全国で毎日非常に苦勞しながら、国の安全のため、また国民生活の安心のため、社会正義の実現のために一生懸命苦勞しております検察官が、この一人のために大変名誉を傷つけられた、それだけでも重大なことだと私は受けとめております。

そのような観点から、この事実をしつかりと把握いたしまして、その上で厳正に対処していくべきだと思っております。

○平沢委員 ありがとうございます。

もう時間がありませんので、次の質問に移らせていただきますけれども、先ほどの拉致問題の議論では、今回いろいろな対応をとることを考えておりますけれども、そういう中で、税関の荷物検査、これをもっと厳しくやるべきではないかなというところも考えておりますし、再入国の許可あるいは乗員の上陸許可、こういったことについてももっともっと厳しくやるべきではないかなということも考えております。きょう税関も来てもらっていますけれども、北朝鮮との往來の荷物、商業貨物とか当日持ち出しの荷物の検査というのはわかるのですけれども、あらかじめ朝鮮総連の新潟の事務所に集められた荷物、これは一回千七百個くらい例えば万景峰号なんかについてはあるはずですから、この荷物のチェックに北朝鮮、朝鮮総連の人間を立ち会わせている。私ももっている情報では、それによって朝鮮総連の荷物の検査は事実上フリーパスだということを聞いておりますけれども、なぜ北朝鮮の人間を荷物検査に立ち会わせているのか、朝鮮総連の人間を立ち会わせているのか。そして、検査は、千七百個くらいある荷物をどのくらい検査をしているか、どういう検査をしているのか、それをちょっとお知らせください。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘にありましたように、この新潟に参りますマンギョボン92号で北朝鮮に向けて出国する旅客は比較的高齢者が多くて、また、日用雑貨、食料品等の多量のお土産品があると聞いております。

このため、先ほどおっしゃってられましたように、出国の旅客は、前もって携帯品のリストとともにその携帯品を新潟市内にある朝鮮総連の事務所あてに送付されました後、またさらに保税蔵置場に搬入されるわけですが、その後税

関におきましては、こういう多量の携帯品を適正かつ効率的に処理するという観点から事前の検査を行っております。その際に当該携帯品の保管管理者として朝鮮総連の担当者が立ち会っているものでございます。

いずれにいたしましても、税関におきましては、この輸出携帯品につきまして、検査率の数字そのものは、今後具体的な取り締まりに支障がございまして、御勘弁いただきたいと思っておりますけれども、エックス線検査あるいは開抜検査を行うなど、厳重に取り締まりを実施しているところでございますけれども、昨今における情勢の変化等も踏まえまして、一層厳正な検査の実施等について検討してまいりたいと考えております。

○平沢委員 今回の答弁は全く納得できないわけで、朝鮮総連の人間が立ち会っているというのは、いわば余計な検査をするなよという監視役だということでも私は聞いておりますけれども、いずれにしても、税関、これから検査をさらに徹底して、ほかの国と違うんですからね、要するに、敵性国家、テロ国家とアメリカが認定している国との往來の荷物に関するところで、しっかりとやってもらいたいと思います。

時間が来ましたので、最後に一言だけ。入管、この北朝鮮との再入国許可、乗員の許可、これは許可ですから法律を改正しなくても政府の裁量でできると思っておりますけれども、これについて一言だけお願いできますか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

委員御案内のとおり、入管特例法の十条二項では、特別永住者に対する再入国の許可に当たりましては、これらの方々の本邦における生活の安定に資するとの本法律の趣旨を尊重すべきものと定められておるところでございます。

したがって、在日朝鮮人の方々も北朝鮮に渡航するための再入国の許可を受けるに当たり、再入国を許可に係らしていることからいたしまして、個別の審査の結果、不許可処分があり得ることは当然ということになります。

したがって、一律にこれを認めないということは、今お話し申し上げたような規定の趣旨からも困難であると考えておるところでございます。○平沢委員 かつて、大韓航空機事件のときは、乗組員の上陸についてはその審査をより厳格にするという対応措置を政府はとったことがあるわけでございます。いずれにしましても、私は、幾らでも対応としてはとり得るんじゃないかな、今の答弁はちょっとおかしいんじゃないかなと思っております。これはまた別の機会に譲りたいと思います。

時間が来たので、終わります。ありがとうございます。

○園田委員長 平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

法案の質疑の前に、今平沢委員の方からもちょっと質問がありましたけれども、大阪高検の前公安部長の逮捕の件についてちょっと確認をしていただきたいというふうに思っておりますので、質問を申し上げます。

我が国が承知している三井環大阪高検前公安部長の逮捕の容疑というのは、新聞で、いろいろな証明書の詐欺であるとか電磁的公正証書原本不実記載であるとか公務員職権乱用、あるいはきょうの報道なんかでは所得税法違反といったようなことと、あるいは接待容疑といったようなことも書かれていましたけれども、どうも我々がこれまでいろいろな犯罪を見てきた中でいくと、それほど大きな犯罪という感じはしなくて、何か微罪を集めてきたような、そんな印象もちょっとあるわけがあります。

当然、検事という立場にありますから、法律を守る、あるいは守らない人に対して厳しく対処するということには必要だと思っておりますけれども、どうも何か裏に隠されているものがあるのではないかなという印象がちょっとありまして、先ほどの刑事局長の答弁の中に、これは悪質重大な事件である、いろいろな疑惑はまだほかにもあるんだというように答弁がございました。これは本当に逮捕

捕の真相といったのは一体何なんですか。先ほど答弁ありました悪質重大な事件ということの具体的な意味は何なのか。それから、先ほど答弁にありましたいろいろな疑惑はほかにもあるのだというその疑惑というのは一体何なのか、御答弁願います。

○古田政府参考人 まず、端的に申し上げます、検察官の立場で暴力団関係者と密接な関係を持って、その上でさまざまな違法行為に及んでいる、そのこと自体、これは当然悪質重大と言わざるを得ないと判断しているものでございます。

それから、疑惑というようにことを若干申し上げましたけれども、これは今後の捜査の内容にもかかわることでございますので、具体的に申し上げますが、いづれにいたしまして、酒食の提供を受けているとかいふような情報の提供などもございまして、こういう点で余罪として取り上げるべき点はないかと、例えばそういうふうなことがあるわけでございます。

それからもう一点、公務員による職権乱用、こういうのがどちらかというと微罪ではないかというふうな御趣旨のお尋ねでございますけれども、これにつきましては、昨年も某検察庁におきまして、検察事務官でございまして、身上照会を職務と無関係にやったようなケースにつきまして、逮捕して事件を処理しており、検察庁としてはこの種事犯については厳正にこれまでも対処してきているところでございます。

○平岡委員 具体的な犯罪容疑についてはこれらいろいろな捜査の中でまた出てくるのだらうと思っておりますけれども、先ほどから申し上げましたように、いろいろな報道されている中身を見ますと、この検察官個人のいろいろな問題もあらうかと思っておりますけれども、検察官を監督するといえますか、検察官が属している組織というのが本場に組織の中の綱紀というものをちゃんと保持するための努力がされていたのか。あるいは、いろいろな疑惑が生じたときに、なぜもっと早く個別に状況を

把握して、そしてこれほどまでに大きな事件に至るまでに何らかの手が打てなかったのか、そうした疑問を持つわけでありませうけれども、この監督責任というような問題についてどのようにお考えか、大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○森山国務大臣 組織である以上、当然上の責任者の監督責任というものは免れないと思ひますが、それがどのような態様の、どのような程度のものであったかということ、やはり事実をしつかりと把握いたしませんと何とも申し上げられないわけでごさいます。この三井という容疑者の行いました行為がどのようなものであったかということ、これを正確に把握することがまず第一の前提だろうと思ひます。その上で厳正な対処をするべきだというのが私の考えです。

○平岡委員 いずれにしても、犯罪の部分についてはいずれ捜査の結果としての起訴というようになこともあるのかもしれませんが、こうした問題が起つてしまった組織としての責任について、監督責任といひますか、その点については、いずれ当局の方からも我々あるいは国民の皆さんにきちつと説明していただくことをお願い申し上げたいと思ひますけれども、それでよろしいでしょうか。

○森山国務大臣 当然、決定いたしましたときには、国民の皆様にしつかりと御説明申し上げたいと思ひています。

○平岡委員 それでは、そういうことでよろしくお願いしたいと思ひます。

それでは、法律案に關しまして御質問申し上げます。法律案の中身に入ります前に、一体今、テロ活動に關する資金というものがどのような状況になっているのか、あるいはそれをどのように把握しているのかといったような、背景にわたる事項について我々としても知っておかなければいけないという意味で御質問申し上げたいと思ひます。

まず最初に、テロリストといひますか、あるいは、今回法律の対象としているのはテロ行為を实

行しようとする者といったような表現になっているようでありませうけれども、そのようなおそれのあるような人たちが日本においてどのような資金調達活動あるいは収集活動を行っているのかということについて、これを所管しているのがどこのかというのには難しい問題もあるかもしれませうけれども、その資金活動の状況をどのように把握しているのかについて御質問したいと思ひます。

○漆間政府参考人 警察としては、いわゆるテロリストの我が国における資金活動あるいは国外送金動向、これについては重大な関心を持って情報収集に努めているところでありますけれども、情報収集活動で把握する内容については、やはり今後の警察活動に支障を生ずるおそれがありますので、その詳細は申し上げることはできません。ただ、現実に検挙した事例につきましても、その概要については申し上げることができま

過去の検挙事例では、平成十二年に、スリランカ人六人を出入国管理及び難民認定法違反で検挙して関係場所を搜索した結果、スリランカにおいてタミール国家樹立を求めたタミール・イーラム解放のトラというテロ組織に關する資料を押収し、この資料から、テロ組織に關連する外国人が我が国で資金調達等に關与していることがうかがわれた事案があり、この事案では、約四千万円が海外に送金されていたということが判明しております。

○平岡委員 確かに、活動の内容は、いろいろな問題があるかと思ひますから、ここで公表するといふようなことにはならぬだろうと思ひますけれども、今警察庁の方でいろいろな情報収集をしているといふことについては、今後、この法律ができることといたしていろいろな形で關係が出てくるであろうと思ひますので、その関連でまたちよつと御質問したいことが出てくるかもしれませうので、そのときはよろしくお願いしたいと思ひます。私が質問しようとした国外のテロリストに対する資金流出の把握の状況についてもあわせて今御

答弁いただきましたので、この点についてはちよつと省略いたします。

昨年の九月十一日に米国で同時多発テロが起つたわけでありませうけれども、その後、九月二十二日付の官報でタリバン關係者等についての告示が行われまして、これに基づいて資産凍結が行われているといふようなことも言われております。この件も含めまして、現在、これはテロリストといふふうな決めつけののがいかどうかちよつとわかりませうけれども、テロリストに関連して資産凍結をしている状況というのがどのようになっているのかについてお伺ひしたいと思ひます。

○吉田大臣政務官 昨年九月以降の資産凍結等の現状いかんという御質問だと思いますが、平成十三年九月以降、外為法に基づいて資産凍結等の措置を講じたのは、国連制裁委員会が指定をされたタリバン關係者二百八十七個人と団体、その他テロリスト等計二十二個人、団体で、このうちタリバン關係者等六団体については、本年六月に国連制裁委員会のリストから外れたことを受けて措置を解除しているところでありま

た、現在、資産凍結等の措置の対象は、三百三個人、団体が対象となつてい

また、本措置において実際に凍結をされたのは、アフガニスタンの中央銀行など政府系銀行の預金口座四件にあつた約六十万ドルであります。これらについては、本年一月に国連制裁委員会が資産凍結等の措置を解除したことに伴つて我が国も解除したといふことから、現在、外為法に基づいて凍結されている資産といふのはございませ

○岩下政府参考人 お答え申し上げます。

全体といたしましては今大臣政務官から答弁がございましたとおりでございまして、先生御指摘の追加指定の対象者も含めまして、現在のところ、アフガン中央銀行等が既に解除になりましたので、現実に凍結されている口座等はないといふこととでござい

○平岡委員 今のタリバン關係者等の資産凍結といふのは、これは外為法で行われているといふこととありますから、基本的には、居住者而非居住者の間の取引について、許可制のもとで監視をするといひますか見ていくといふような形で資産凍結が行われているといふふうな承知しているんですけれども、今度は逆に、国内のテロリスト、あるいは今回法律の対象となつてテロ行為を實行しようとする者で国内にいる者が例えば国内の金融機関に預金等をしているような場合、これは一体資産凍結といったようなことができるん

うかといふ一般の人たちの疑問もあらうかと思ひますけれども、これについては資産凍結といふのはできるんではないか。これは本来なら金融庁の所管の話なのかもしれませうけれども、金融庁からはこの問題については直接できないといふ話も聞いておりますけれども、今回の法律改正等も含めて、国内の資産についてどのようなことになるのかといふことについて、ちよつと御教示をいただきたいと思ひます。

○古田政府参考人 今回の法案は、いわゆるテロ行為として用いられる犯罪行為に対する資金の提供、これを処罰するといふことでござい

今先生御指摘の一般的な資産の凍結といふことは含まれていないわけでございます。

ただ、この法律が成立いたしました場合には、提供された資金、こういうものにつきましては、没収、追徴の対象になりますので保全手続などとられることができます。その意味で、凍結と同様の効果を持つといふことはござい

それから、一般的な資産の凍結につきましては、これは国内法上、やはり憲法上の問題その他、慎

重に検討しなければならぬ点が多々ございますので、現在、どういふ方法がとり得るのか、関係省庁でさまざまな角度から検討しているところでございます。

○平岡委員 今の御説明だと、没収とか追徴の対象になるというふうなことで、国内資産の凍結というよりはむしろ取っしましというお話だったですけれども、それはあくまでも今回の法律改正によって有罪とされた人を対象にということだろうと思うんです。

その前の段階でも、いろいろな法律に基づいて、例えば没収保全命令といったような仕組みもあるやに聞いておるんですけれども、そっちの方はどういふことになりますでしょうか。

○古田政府参考人 若干御説明が足りなかったと思いますが、この法律案におきまして組織的犯罪処罰法を同時に改正いたしました。資金提供罪において、提供された資金あるいは収集した資金、これを犯罪収益といたします。そのことによりまして、こういうふうな資金につきましても組織的犯罪処罰法に基づく事前の保全手続がとられるということになりますので、そういう意味で先ほど申し上げたように凍結という効果も生ずる場合がある、そういうことでございます。

○平岡委員 以上、この法律を審議するに当たっての背景なことを少しお聞きいたしました。

法案の内容にちよつと入っていきたくと思うんですけれども、この法案については、構成要件が非常にあいまいであるとかあるいは条約との関係で非常に疑問があるんじゃないかといったようなことが指摘されていることがございます。そういう点も含めて御質問申し上げたいと思うんですけれども、まず最初に、この法律のもととなつてい

うふうにして私としては理解しているんですけれども、今回の法律案では、そのところが必ずしも国内問題と国際問題を区別しないですべてが犯罪となるという形になっていると思うんですけれども、これはちよつとこの条約を超えてしまつていて、何か逆に非常に大きな問題があるような気がするんですけれども、この点について大臣、どのように認識されてこの法律がつくられていると思つておられますでしょうか。

○森山国務大臣 この条約は、国内において同国人が資金提供・収集行為を行い、しかもその犯人が当該国に所在する場合については適用しないというところになっておりますが、この法律案はこのよう資金提供・収集行為も処罰することにしてあります。おっしゃるのとおりでございます。

ところで、そのような場合について条約の適用対象とされないのは、それが当該国の純粋な国内問題であつて、そのような行為の処罰を国際条約によつて義務づけるという必要はないということからにすぎないと解されます。しかし、そのような場合における資金提供・収集行為も、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を助長、促進するといった点では条約が適用される場合と何ら変わりがないといませんので、条約上適用対象とならない国内的な行為を国内法により処罰の対象とするのがおかしいという御批判は当たらないのではないかと考えます。

さらに、このような国内的な行為であっても、例えば国内に所在する他国の施設等に対して行われることを予定している場合には、本条約に基づき他国が裁判権を有することが考えられますので、このような行為について条約上の義務を履行するためにも国内的な行為一般を対象にする必要があると考えます。

○平岡委員 今、詳しく説明していただきましたけれども、結論的に言うと、条約によつて義務づけられるのはあくまでも国と国との関係の問題であるから、条約には純粋国内問題については規定をしていないという理解であつて、純粋国内問題

について法律で処罰をするということを決めること自体は、それは禁止はされていないのかもしませんけれども、この条約においてはやるという方向で考えているんでしょうか。それとも、それはもう全く国内問題として関知しないという位置づけになっているんでしょうか。

その点の理解はどうなりますか。これは条約だから外務省に聞かないといけないのかもしれないけれども。

○古田政府参考人 条約の解釈についての前にちよつと一言申し上げたいことがあるわけですが、このテロ資金供与防止条約がいわばどういふ犯罪行為についての資金提供行為が犯罪かを求めているかと申し上げますと、ハイジャックでありますとかいろいろ、かなり多数の類型がございます。

これらの犯罪自体につきましては、これは相当広範囲に実体は各国が管轄権を持つことが義務づけられていくわけでございます。そういう意味で、そのターゲットとされる犯罪について、各国が裁判権の設定の義務づけを負っているものにつきまして、これが仮に国内で起こつたということでありまして、それが仮に国内で起つたということにするのは、やはりテロ関係のこれまでの条約の裁判権設定義務等の関係から見ても適当なものではないといふふうに考えているところでございます。

○平岡委員 条約との関係は今御説明されたといふことで、ある程度の理解はできるわけでありまして、具体的な国内法制をどうするかという問題について言うと、もう少し国内における論議というものがしかるべきところで行われるべきではなかったかといふような感じもしております。その点だけちよつと指摘させていただきたいと思ひます。

そしてまた、あいまいな構成要件という意味でいきますと、また条約との関係でちよつと私が疑問に思うのは、今回の法律案の中では、資金の提供であるとか資金の収集ということ処罰の対象にしているわけでありまして、条約の方で

資金というものの定義を見ますと、かなり広い範囲で書いてあります。有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか、こういったものを問わないのだと。あるいは、これらの財産に関する権原または権利を証明するあらゆる形式の法律上の書類または文書なんかも含むのだといふようなことで書いてあるんですね。

そういう意味でいきますと、ちよつと今回の法律の中で、資金の提供といふ資金というのは、私の理解では、現金そのものには限らないとは思ひますけれども、非常に現金に近いようなものしかちよつと思ひ当たらないといふか思ひつかないのですけれども、この辺は、条約との関係は大丈夫なんでしょうか。大臣、どのようにお考えになつてこの法律ができていんでしょうか。

○森山国務大臣 この法律で資金と申しますのは、まず、その経済的価値が特定の人のために利用されることを予定して提供、収集される現金その他の支払い手段のほか、そのような現金等が果実として得られること、または換価によつてそのような現金等にかえられることを予定して提供、収集されるその他の財産を申します。テロ資金供与防止条約における資金も同様の趣旨であると理解しております。

○平岡委員 今の大臣の理解というのはそれでいいのかわか、またちよつと議論したいと思うんですけれども、その前に外務省に、今の大臣の説明と条約で規定している資金との関係というのは、それはそれで整合性がとれていると理解してよろしいのでしょうか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

本条約上の資金の定義につきましては、今先生が御説明なさりましたとおりでございます。先生の御質問の中に、現金以外の財産も本条約上の資金に該当するのかわかといふような御質問もあつたかと思ひますので、その点についてまずお答え申し上げます。

現金以外の財産、例えば有価証券ですとか貴金属、土地建物等につきましてもこの条約上の資金

に該当する場合があるというふうに考えております。ただし、テロリストに対する物質的支援につきましても対象としないことが条約作成時の審議で一応確認されております。

そういうことから考えますと、当該財産を提供する行為は、条約に言う対象犯罪というものの使用されることを意図してまたは知りながら行われた場合には、条約上の犯罪に該当するというふうに考えているわけでございます。

そういうことから、本条約上のこのような資金の意味については、ただいま法務委員会で御審議いただいている法案においても当然ながらこれを十分踏まえて資金の提供及び収集を犯罪とする旨定められていくと承知しておりますので、条約の履行上に問題はないというふうに考えている次第でございます。

○平岡委員 条約とこの法律の関係では余り問題ないというお話でありましたけれども、ただ、やはり一般の常識でいくと、資金という概念は、我々一般人では、通常、現金とかあるいはそれに非常に近いような支払い手段といったようなものに限定されるような気がするんですけども、ある人が、これは資金に当たらないと思って、何らかの不動産なり、あるいは、例えて言うと、動産で高価なハンドバッグであるとか、そういうようなものを提供することがこの法律による犯罪になるんだというようなことを言われてしまうと、非常に疑問に思ってしまうわけですね。

そうすると、処罰法の構成要件というのが本当に一般の人たちが理解している常識の範囲でつくられているのかどうかということに対して、非常に疑問に思われる場面があり得るような気がするんですけども、その辺のこの法律の適用について何か問題は生じないんでしょうか。

○古田政府参考人 確かに、資金というのは流動性の強いものということであろうと思います。ただいま外務当局からも御答弁がありましたとおり、この条約は、要するに、例えば不動産にいたしましても、不動産自体の効用を提供するとい

うふうな意味での提供行為は資金の提供行為とはならないという前提でございます。

したがって、不動産を不動産として、例えば何かの犯罪実行のためにその不動産が必要だということを提供している、こういう場合にはこれに含まれないことになるわけですが、一方で、その不動産を換金するなりそういう方法で、まさにテロのために必要なファンドを得させる、そういうふうな意図で提供した場合には、これは資金の提供ということになるわけでございまして、そのものをそのものの効用を発揮させるために提供したということでは、ここで言う資金には当たらないので、御指摘のような問題は起こらないと考えております。

○平岡委員 いずれにしても、これは処罰法でありますから、刑罰法規でありますから、その構成要件がどういふものであるかきちつとわかるためにも、資金というものが一体どういうものなのかということについて一般の国民の方々にわかるような努力というものをしていたかなければ、条約との関係でも非常に疑問が多いというふうに思っております。

そういう意味で、もう一つ聞いておきたいと思うのは、構成要件の中でも、例えば資金の提供、この提供という概念なんですけれども、贈与したりとか、あるいは、贈与でないにしても、資金を貸してあげる、使ってくださいという貸し付けとかというものは提供に入るのかなというふうにも思うんですけども、例えば、銀行が送金をしたり、人が現金を持って運搬をするとか、預金の引き出しに際するとか、あるいは借りた金を返すという形で資金を提供するといったようなこともこの資金の提供の提供という概念に入るのか。非常に幅広い概念のような気がするんですけども、その点は、この提供というのとは一体どの程度の範囲のことを考えているのか、この点についてもちょっと教えていただきたいと思います。

○古田政府参考人 資金の提供、これは既に幾つかの法律でこれを処罰する類型がございまして、そういう意味で、その内容というのは明確だと考えているわけでございますが、ただいま御指摘の具体的な場面に当てはめて申し上げますと、貸し付けをするというのは、まさに資金を提供する行為に該当すると考えられます。

一方、送金あるいは運搬をするということは、それ自体は、ある財物の価値をあるところからあるところへに支配を移転するという行為ではなくて、それを行うための手段ということでございますので、それ自体が提供ということになるわけではないわけでございます。

ただ、提供されるというこの状態、そういうことを知った上でやれば、これは場合によっては幫助犯ということはある得るということでございます。

また、預金の引きおろしとか債務の返済、これは法律上の義務として行うものでございまして、このようにものは一般的に資金の提供ということには当たらないものと考えております。

○平岡委員 一応、今の説明というのは、これらの法律の適用においても、一般人の人たちに、それが、どういうことが犯罪になるのか、あるいは犯罪にならないかということをよく知ってもらうという意味においても、確認をしておきたいというふうに思います。

そして、またこの構成要件の問題なんですけれども、法律の第二条の「資金提供」の中で「情を知って」というような言葉があるわけでありまして、知って」というような言葉があるわけでありまして、この概念も、ほかのところでもいろいろ使われているということなんだろうと思ってしまうんですけども、この辺もかなりいろいろ疑問視している方がおられます。例えば、自分がカンパをしたりするとか、あるいは、自分がカンパを口行為に使われるかもしれないというふうな思っている提供するというのは、この「情を知って」の要件に該当するといふふうに考えるんです。か。それとも、何かもうちょっと積極的なものか具体的なものがなければ、この「情を知って」

という要件に当たらないといふふうに考えるんです。か。その辺はどのように考えたらよろしいでしょうか。

○古田政府参考人 御指摘のとおり、「情を知って」というのは、これまで幾つかの罰則の中での用例がございまして、ここで申し上げます「情を知って」というのは、資金提供の相手方が公衆等脅迫目的で一条の各号に掲げる犯罪行為を実行する意図を有していることを知って」という意味でございます。

この「情を知って」の程度は、ただいま御指摘のような、もちろんそれなりの合理性は必要でございますけれども、そういう行為に利用されることがあるかもしれないといういわゆる未必的な認識でも足りると解されるところでございます。しかしながら、それだけで提供罪が成立するかどうかといふと、そういうわけではなくて、条文中、さらに当該行為の実行を容易にする目的が必要とされているわけで、これは、資金提供の相手方による当該犯罪行為の実行を容易にすることを積極的に意図しているということと必要とするということでございますので、単に、その可能性があるかもしれないという程度の認識をしていたというだけでは本罪の対象にはならないということになります。

○平岡委員 今のをちょっと平たく言うと、相手方がテロ行為をするかもしれない、場合によってはこの金が使われるかもしれない、しかし、自分はそのテロ行為を容易にするというつもりでこの資金を出すのではないといふふうに考えていけば、この法律の適用はないといふふうに考えてよろしいんでしょうか。

○古田政府参考人 結論的にはそういうことでございまして、要するに、ちょっと誤解を招くかもしれないんですが、テロ行為を積極的に支援するような意図、こういうような目的ということになろうかと思えます。

○平岡委員 それから、第三条の「資金収集」のところなんですけれども、ここにいろいろなこと

が書いてありますけれども、収集の方法というの
がありまして、勧誘し、あるいは要請し、または
その他の方法により資金を収集というふうに書いて
あって、収集の方法というのが、何かいろいろ
なものが入って、一体何が入って何が入らないの
かということ、本当にこれは構成要件たり得るの
かという疑問を呈している方も大勢おられるわけ
であります。

例えば、通常の経済取引をする人がいて、そこ
で上がった利益というものを例えばテロ行為のた
めに使おうというような人がいたとすると、いつと
きに、これはこの「その他の方法」により、資金を
収集、そういう概念に当たるんでしょうか。この
「その他の方法」というのは、一体どの程度の
範囲のものを意味しているというふうに考えたら
よろしいんでしょうか。

○古田政府参考人 例示で、勧誘、要請というふ
うな言葉を入れてあるわけでごいまして、基本
的には、相手方に働きかけて資金の提供を受ける
という行為が中心になるわけでごいしますけれど
も、ただいまお尋ねのようないわゆる経済取引は
どうか。これはいろいろな場面があるわけでごい
まして、単に自分の財産を換金するというだけ
の意味の経済取引、これは、特にそのことによつ
て新しく何かプラスアルファの利益を生じさせて
いるとか、そういうことではございませんので、
それ自身が資金の収集ということに該当すること
は、これは困難であろうと思うわけです。

しかしながら一方で、テロ資金、犯罪行為のた
めの資金、これを獲得すること自体が目的でいろ
いろな営業をする、そういう場合には、これは場
合によってはここで言う「収集」に当たり得ると
考えております。

○平岡委員 今の説明でいくと、換金するだけ、
例えば百円の価値のあるものを百円で売るのであ
れば当たらないけれども、百円の価値のあるもの
を百二十円で売った対象になるんだというふうな、
そんなふうにもちょっと聞こえたんですけれど

も、「その他の方法」というのがどういうものか
ということについて言うと、あいまいな仕切りにな
っているような気がしてしょうがないんですけれ
ども、その点、法律の適用に当たって問題は生
じないでしょうか。

○古田政府参考人 実際問題として、こういう犯
罪行為のための資金の調達の方法というのはいろ
いろなパターンがあるわけでごいまして、例え
ば株の取引でございしますとか、そういうような形
態でやるというふうな、要するに株の売買の利益
で株を扱うというふうなケースもこれはあり得る
わけでごいまして、ただいま申し上げましたよ
うな、単純に物の等価交換という意味での売買
みたいなものは別といたしまして、利益を上げる目
的のいろいろな経済取引行為、こういうものは、
ケースによってはここで言う「収集」に当たる場
合が考えられるということでごいします。

○平岡委員 いずれにしても、今回の法律、概念
がちょっとあいまいな部分が相当あるので、これ
は適用に当たっては細心の注意をさせていただか
なければいけないと思いますし、乱用が起るよう
なことになってしまっても困ると思いますので、
ぜひこの法律の具体的な適用というものについて
の周知徹底というのを図ってもらいたいというふ
うに思っております。

そういう意味で、これを見ますと、テロ行為を
実行しようとする者というのも第三条の中にある
んですね。これも、どうやってそれを認定するの
か、特定するのかということについても非常に
疑問に思っておる人がたくさんおられるわけであ
ります。

例えば、先ほど資産凍結のところ、タリバン
関係者等というのは国連の組織が認定する形で、
これはテロ行為を実行しようとする者という形で
定義されたものではありませんけれども、外国の
しるべき組織がある程度の認定をするというこ
とであるならば、それはそれとして一つの判断材
料になるんだと思うんですけれども、このテ
ロ行為を実行しようとする者というのは一体どう

いうふうにして特定し、どういうふうにして認定
していくのかということについてはどのように
考えたらよろしいんでしょうか。

○古田政府参考人 「公衆等脅迫目的の犯罪行為
を実行しようとする者」、これは、一条各号に掲
げてある犯罪行為を具体的に実行しようとする具
体的な意図を持っている、そういう者ということ
になるわけでごいしますが、その実際の捜査あ
るいは認定につきましては、これはいろいろな犯
罪の意図についての捜査と同じことでごいしま
して、いろいろな状況、あるいは共犯者がいるよ
うな場合にはその関係者の供述、そういうふうな
ものを総合して認定するということになると思え
るわけでごいします。

○平岡委員 繰り返しになりますけれども、い
ずれにしても、ちょっとこの法律の構成要件とい
うのは、具体的な判定をする場面において紛らわ
しい場面が非常に多いような気がいたします。そ
ういう意味で、法律の適用に当たって細心の、慎重
な注意を払っていただきたいと思えますし、また、
一般の国民の皆さんに対してもこの構成要件の具
体的な内容について周知が図られるような、そ
うした努力は少なくとも必要であるというふう
に思っております。

そこで、この法律の中身について申し上げます
と、法定刑が「十年以下の懲役又は千万円以下の
罰金」という形に、資金提供もあるいは資金の収
集もなっているわけですが、私がほかの資
金提供罪の法定刑をちょっと調べてみますと、三
年以下、五年以下、七年以下といったような懲役
あるいは罰金といったような中身になっているよ
うであります。他の資金提供罪に比べるとかな
り厳しい内容になっているというふうな、比較す
ればそういうふうに見えるわけでありまして、これ
も、この量刑の妥当性というものは、どのような判
断に基づいてこういう量刑になっているんでしょう
か。これは大臣からお願いします。

○森山国務大臣 資金提供罪、同収集罪の法定刑
を定めるに当たっては、我が国の既存の国内

罰則の法定刑との均衡を考慮するとともに、他国
におけるこの種行為に対する罰則との均衡につ
いても十分考慮する必要があります。

まず、主要国の罰則との均衡という観点からは、
G8のうち、現在までにこの条約を締結している
のはイギリス、フランス及びカナダでございます
が、イギリスは資金提供罪、収集罪につき、十四
年を超えない期間の拘禁刑もしくは罰金刑または
その併科をいたしまして、フランスは十年以下の
拘禁刑及び百五十万フラン、日本のお金にします
と約二千五百万円でございますが、以下の罰金と
し、カナダも十年以下の自由刑としているので
ございます。

このような国際的な処罰の均衡という観点や、
また我が国の既存の国内罰則との均衡という観
点から、資金提供罪、収集罪の法定刑について、自
由刑は十年以下の懲役とすることにいたしましたの
でございます。

なお、これらの罪については企業などがかわ
る事案もございしますので、法人の刑事責任等の事
案に応じた処罰を可能にする等の観点から、一千
万円以下の罰金刑をも設けることにいたしましたの
でございます。

○平岡委員 もう一つ。先ほどの資産の凍結の
のところでも出ましたけれども、資金提供ある
いは資金収集を処罰することは今回の法律の一つ
の中身であるわけでありまして、条約の中
では、資金の没収についても条約の規定があるわ
けであります。今回、犯罪の対象となった資金の没
収についてはどのような取り扱いになるのか、こ
の点について御教示いただければと思います。

○古田政府参考人 ただいま御審議願っている法
案におきましては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪
収益の規制等に関する法律を附則において改正
いたしまして、資金提供罪及び資金の収集罪を同法
の前提犯罪とし、資金提供罪によって提供された
資金を同法上の犯罪収益とする、そういうことに
しております。

また、収集罪によって得られた資金は、これは

当然犯罪により得たものということで、犯罪収益に含まれることとなります。そのことによりまして、資金提供罪によって提供された資金あるいは収集罪によって収集された資金などにつきまして、組織犯罪処罰法上の犯罪収益となりますので、これが有体物あるいは金銭債権、こういう場合には、同法十三条一項により没収が可能となります。て、こういうふうな財産でない、ほかの無体財産権的なものがあるとするれば、それはその価額を追徴できる、そういう仕組みになることとなります。

○平岡委員 国内にあるものについては今のような仕組みで多分機能するんだろと思うんですけども、今回の法律のもとになっている条約の世界を考へてみますと、国際的な資金の流れというのが一応意識されているわけでありまして。

例えば、日本の国内で収集されたものあるいは提供されたものが国外に移されているといったようなケースも多く想定されるわけでありましてけれども、国外に流出してしまった資金についての没収の手続というのは一体どういうことになるのか、この点についても御教示いただければと思います。

○古田政府参考人 まず、裁判の問題ということでは、外国にある場合であっても、没収の裁判自体は、言い渡すということは可能であると考へております。

あとは、それを現実にはどういうふうに行うかということになりますと、これは没収の裁判等に関する国際的な共助ということが問題になるわけでございますけれども、組織犯罪処罰法において、日本国が外国からの依頼を受けてそういう面についての共助が可能になるような手続を定めてございますので、日本から外国に頼むということも、これも可能な場合が通常であろうと考へております。

○平岡委員 今、国内法の世界の中で、国際的な共助ということの仕組みの中で、外国に流出してしまった資金についての没収ということも行

とが可能であるというふうな御説明でありましたけれども、ちょっと条約の方を見てみますと、法律上の相互援助といったような規定が第十二条にもあるわけでありまして、これを見れば、必ずしも、没収手続については、国際的な協力というのが条約上義務化されているというか、努力をしないといけないといったような位置づけになっていないようにも思うのですけれども、この点、条約の方ではどういう考へ方をとっているのか、外務省の方から御教示いただければと思います。

○小野政府参考人 お答えいたします。

先生御案内のように、この条約上は、締約国は自国の法的原則に従ってテロ資金提供の犯罪に使用される資金等を没収するための適当な措置をとるという規定になっているわけでございます。

他方、各国における没収の要件、手続等に関する法制というのは異なっておりまして、そういう意味では、この条約上の規定というのは、ある締約国において没収が確定した資金が他の締約国の領域内に所在する場合において、当該国の締約国に対して当該資金の没収を義務づけるものでは必ずしもないという点は、先生御指摘のとおりでございます。

他方、ただいま法務当局からの御説明がありましたとおり、我が国としては、個々のケースにおきましては、外国にある財産の没収または追徴の確定裁判というものの執行の共助を当該国政府に対して要請し、かつまた協力を求めていく考へであるわけでございますが、G7等の主要国等におきまして、我が国と同様、外国政府からのかかる要請がある場合には協力をを行うことができるというふうになっているものと承知しております。

○平岡委員 この没収手続についても、国際的な協力というものが必要であるということは多分疑いないところだろうと思ひますので、できる限り協力が進むような形で条約の見直しなりあるいは運用の改善なりということをもた考へていただきたというふうに思ひます。

それで、没収についてもちょっと聞いてみたいんですけども、先ほど、没収の手続というのは、組織犯罪法の中で規定があつて、そこで行われていくことになるんだというふうな話でありましたけれども、ここで言うところの没収の対象となるものは犯罪収益ということでありまして。

例えば、ある犯罪によって収益を上げた者に対して没収をするというケースの場合は、ある意味では没収の対象となるものが特定しやすい、これだけのものが犯罪によって収益として上げられた、それに対しての没収をかけるというのは比較的簡単なような気がするんですけども、例えば、先ほど資金収集罪の話がございましたけれども、これについて言うと、先ほどの説明の中にも、ただ単に物を換価するだけであれば、それは収集罪に当たらないんだというふうな説明もありました。

収集の目的というのはいろいろあるだろうと思ひますし、収集の方法というのはいろいろあるだろうと思ひます。そういう意味で、収集罪の適用がされた場合に没収の対象となる金額というのは、どの部分がその収集罪の対象となっている資金なのかという特定が非常に難しいような気がするんですけども、そうした資金提供罪、収集罪の適用を受けた資金というものはうまく分別できるのかどうかという点について、どのように考へていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○古田政府参考人 お尋ねは、恐らく二つの問題を含むものと思ひます。

一つは、収集あるいは提供された資金、これがそのままの形で残っていないで、いろいろなほかの資金といわば混同してしまっているような場合どうなるかということでございます。

これにつきましては、組織犯罪処罰法で、財産につきましても混和が起る場合には、その混和が生じた財産のうちから、その提供された資金の額に相当する部分、これが没収できるということとされておりますので、額が特定できれば没収をす

るのに支障はないということになります。こういうふうな財産自体がそもそもなくなつてしまつたということになりますと、これはまた別でございますが、そういう場合には追徴が可能になるわけでございます。

もう一つは、例えば収集罪で、犯罪行為の実行のための資金を収集する目的と、場合によっては他の目的が混在して併存しているような場合にどうなるかというふうなお尋ねと考へますけれども、これは、しばしば違法目的と合法目的が存在するお金の移動というのはございまして、原則としては、事案によりまして、違法目的と合法目的の部分が明確に区別がつかない場合には、全体について犯罪が成立するというふうな認定される場合が多いと承知しております。

その中で、どの程度の没収をすべきか、あるいは追徴すべきかということになりますと、これはまた事実認定の問題にかかわるわけでございますが、違法目的の用の場合の方が非常に多いというふうな場合には、全体について没収、追徴ということが考へられるわけでございます。その辺につきましても、部分的な没収、追徴ということも可能なわけでございますので、特定ができる場合においては、その範囲で行うということになると考へております。

○平岡委員 技術的な問題なので、これ以上突っ込んで議論するということはちょっと難しいので、また機会があれば御質問したいと思います。

あと、今回のテロ資金提供処罰法に関して言うと、組織的犯罪処罰法の世界の中でいろいろな手当てをしているんですけども、ちょっと疑問に思つたところが、組織犯罪処罰法の第十条のところに犯罪収益等隠匿罪というのがありまして、まずけれども、この中で、提供の未遂罪が適用されている場合の資金については隠匿罪の対象から除かれるというふうな法律の仕組みになっているようにちょっと見えるんです。例えば、提供するために準備している資金を隠匿するという人についてもこの処罰の対象となつてもおかしくはない

んじゃないかというふうな気もするんですけども、この点について隠匿罪の処罰の対象から除いたのはどういう理由によるんでしょうか、御教示いただければと思います。

○古田政府参考人　まず、提供する目的で準備していたお金、これを隠匿するということは、まだ提供行為に着手されていないわけでございますので、その提供行為の実質的には予備の段階の行為を処罰するということになりまして、これは、もちろんそういう考え方もあり得るかとは思いますが、条約等から考えましても、かなり広範囲な処罰することになってしまおうという問題があるわけでございます。そこで、そういう場合は、そういうふうな意味での犯罪類型は設けなかったわけでございます。

それからもう一つ、未遂でとどまった場合の、これは提供行為に着手した後に結局は届かなかったという場合ですけども、そういうふうな場合の資金につきましてはこれをマネーロンダリング罪から外した理由は、それは目的とする提供行為が完成しておらず、その犯罪によって生じた利益という性格が、まだ得るに至っていない。それから、例えば途中で思い立って送金をストップしてやめた場合に、そのお金をほかのいろいろな形で使うということとは、これ自体を犯罪の対象とするというところは相当問題があるわけでございますので、そういうことも考慮いたしまして、相手に届かなかった以上は、たとえその届かなかったお金のその後の使い方の関係で仮装等の事実、そういうような行為があったとしても、そこまで処罰の対象とすることは適当でない、そういう考えでございます。

○平岡委員　今の点は、そういう理解に立たれているということであれば、それはそれとしては私も理解したいと思えます。

最後になりますけれども、今回、こういうテロ資金提供処罰法といったような法律が新しくできるわけがあります。これまでの犯罪の類型よりもまた新しい犯罪ができるということになるわけ

すけれども、この法律ができることによって、先ほど、冒頭私がちよつと質問いたしましたけれども、国内におけるテロ資金の収集あるいは提供の状況についての把握というのが容易になるんでしょうか。もつと突き詰めていくと、例えば、収集、提供は犯罪になったわけでありまして、いろいろな強制捜査も可能になってくるんだらうと思えますけれども、そういう捜査を通じて国内におけるテロ資金の状況の把握というのは容易になるのかどうか。この点について、警察庁あるいは法務省の捜査当局にお伺いしたいというふうに思っています。

○漆間政府参考人　ただいま御審議いただいている法律案が成立いたしますと、犯罪収益の疑いのある取引というのは金融機関が金融庁に届け出ることになっていきますが、テロ資金供与の疑いのあるものについても金融機関が金融庁に届け出ることになるわけでありまして、罰則の担保はございませぬけれども、これが的確に行われるのであれば、この辺について、テロ資金を全体的に我々として把握するという面では、非常にそれが容易になる方向に行くだろうというふうに思います。

それから、これからテロ資金供与についての処罰が行われることになれば、そういう事案について我々が認知した場合には、それを強制捜査によってさらにそこからいろいろな情報収集をし、いろいろな資料を得るといふような手段もあるわけでございます。そういう意味では、広範に、いろいろなテロ資金がどういふふう動いているのか、そういうことを把握するには大変有力な武器になるといふふうに思っております。

○平岡委員　今のお話で、いろいろな捜査が幅広くできるようになるといふ答弁でございましたけれども、逆に言うと、余りにもちよつと範囲が広くなり過ぎて、いろいろな捜査が勝手に行われるというのか、さまざまな人たちの人権が無視されるような形で行われるということについての危惧を持っておられる方がおられますので、その点につ

いての慎重な捜査ということもお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○園田委員長　首藤信彦君。

○首藤委員　民主党の首藤です。

きょうは、この公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案に対して質問をさせていただきます。

この問題は、既に外務委員会において討議されましたテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約、この国際条約を国内的に実効あらしめるための法律であると理解しております。そこにおいて、この法律のいろいろな要素があるわけですが、私は、この最大のものはこの法律が対象としている行為に対する定義である、そういうふうに思っています。

というのは、今までにもたくさん犯罪と定義されているようないろいろな行為があるわけですが、国際社会においても、犯罪行為で、例えば誘拐であればキッドナップとか、あるいは殺人であればマダーとか、そういう言葉がありながらなぜテロリズムと言わなきゃいけないかという、やはりそれはテロリズムという一つの犯罪類型をテロリズムという名で定義しなければいけないということが問題なのであります。ですから、世界ではテロリズムというのが言葉として定義化されているわけですが、残念ながら日本ではテロリズムというのをそのまま使うことができない、そこで公衆等脅迫目的の犯罪行為、こういう表現に恐らくなっているんじゃないかと思うんですね。しかし同時に、そのことは、国際社会が求めていることと我が国がこれからしようとしているものの間に微妙な差異があるということを指摘せざるを得ないと思うんですね。

特に、定義であります。この定義において、テロというかこういう行為は、人の身体を傷害したり、誘拐したり、人を略取したり、人質にしたりするとか、そういうのをいろいろ書いてあります。あるいは、凶器によって身体に重大な危害を及ぼす、こういうふうになっているわけでありまして、す、こういうふうになっているわけでありまして、しかし、テロリズムというものは、むしろ、そうした従来の犯罪で定義されるようなものではなくて、それをみんなに知らしめるところに重要な眼目があるということは外務委員会が指摘したとおりであります。

当然のことながら外務委員会における条約審査というものは御研究されていると思いますが、そこで私が指摘したのは、英語の原文における「テロリズム・イン・オール・イツ・フォームズ・ア・マニフェステーションズ」、このうちの「イン・オール・イツ・フォームズ」、すべての形態におけるテロリズムであります。その次に書いてある「マニフェステーションズ」、要するにその表現形態、表示ということが実は「あらゆる形態のテロリズム」といふふうに翻訳されているがために、テロリズムの本質的な部分が抜け落ちていくということを外務委員会が指摘させていただいたわけです。

ここにおいても、今、もう一度お聞きしますが、テロを、今までの犯罪で定義されているような凶器による殺傷とかあるいは人質、誘拐、こういうものだとこの法律では定義されているわけですが、同時にむしろ、そういうものを人に伝える、人を恐れさせる、人を怖がらせる、人に心の変動を起させる、こうしたものがテロリズムであるというふう解されるんですが、その要素はこの法律の第一条の定義においてどのように表現されておられるでしょうか。法務大臣、いかがでしょうか。

○森山国務大臣　テロリズムという言葉につきましては、国際的にもまだ確立した定義があるわけではなくて承知しております。いわゆるテロ資金供与防止条約の上でも、犯罪化が求められているのは、これまで国際的にテロ行為として問題となり、いわゆるテロ防止関連条約上で定められた犯罪行為、及び、住民を威嚇しまたは政府等に対して何らかの行為を行うことを強要する目的で行われる殺傷行為のために資金を

提供する行為等であるというふうに理解しております。

なお、日本政府といたしましては、平成十三年十月五日に、金田誠一議員が提出されました質問主意書に対する答弁書の中におきまして、「一般に、「テロリズム」の用語は、特定の主義主張に基づき、国家等に対する受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうものとされている」という答弁をいたしております。

○首藤委員 法務大臣、ちょっと質問を理解されていないと思うんですが、それはわかっております。

問題なのは、その中における、テロリズムのうちの半分、すなわち、実際に物を、凶器を使って殺傷したり、爆発物を爆発させたり、あるいは人を誘拐する、従来の犯罪行為として定義されているものの以外の部分に關してこの法律においてはどのように表現されているかということをお聞きしているんです。法務大臣、いかがでしょうか。

○古田政府参考人 大臣からお答えする前に、前提となることだけちょっと申し上げますけれども、この法案におきましては、公衆等あるいは政府等を脅迫する目的というのを前提としているわけでございます。これは、公衆を脅かす、あるいは国、政府等を脅かすという場合には、それが伝わりないと、メッセージが伝わらないと、もちろんそういうことにならないわけでございます。ただ、このメッセージの伝わり方というの、明示的に伝えるということもありますし、あるいは、当然こういう団体がやる、あるいはこういうグループがやっているであろうというふうな黙示的な伝わり方をする場合もあるであろう。そのどちらの伝わり方をするにいたしましても、いずれにせよ、社会に伝わり、あるいは国、政府等に自分たちの行動が伝わって、そのことによってこれらのものを脅迫するというのを目的としている、そういう仕組みにしているわけでございます。

〔委員長退席、山本（有）委員長代理着席〕

○首藤委員 刑事局長、それはやはり従来の警察の考え方でテロリズムをとらえておられますけれども、そうじゃないんです。

今の現代社会におけるテロリズムというのは、例えばオサマ・ビンラディンという人の映像が出てくる。これはただのイスラム社会の中年の白いひげのおじさんがいろいろ話していることなんです。別に脅迫しているんじゃないんです。これをやらないともうあなたの国は滅びるよと言っているわけでもないし、あなたの社会も、あなたの家族は殺されるよということを言っているわけでもないんです。しかし、そういうことを、そういう主張なんかをいわゆる宣伝活動するということも一応テロリズムの定義になっているんです。これは脅迫しているんじゃないんです。ですから、従来の犯罪的な、警察的な発想ではこのテロリズムというのは対応できていないわけです。

だから、どの部分でこの法律においては対応できているかということをお聞きしているんですが、いかがですか。

○古田政府参考人 この法案は、いわゆるテロ資金防止条約の批准のための担保ということでございまして、その観点からいたしますと、そこで犯罪化が求められておりますのは、これまでのテロ関係条約……（首藤委員「いや、だからそれは違うと言ったでしょう、これは違うと。こういうふうに通うと言ったでしょう、先ほど」と呼ぶ）実際の条約の条文といたしまして犯罪化が求められているのはそういう点でございまして、ただいま御指摘のような点までは、これは犯罪化が求められていないものと理解しております。

○首藤委員 法務大臣、これは大きな問題なんです。テロリズムというのは、半分は確かに人を殺傷したり爆発したり誘拐したりする行為なんです。しかし、あとの半分、むしろ、テロリズムという語源からいうように、恐怖を与える、心理的なものである、こういう犯罪なんです。ですから、今のサイバーネットの時代にはこの問題が物すごく大きくて、この問題をやるということ規制しないと、テロを抑止することにならないんです。

ですから、この問題に關しては、外務委員会での論議を踏まえてもう一度きっちり研究していただきたい、そういうふうな思われ方でありまして、これだけ話してしましますと、これだけで三日ぐらいかかってしましますので、次に移らせていただきたいと思います。同じようにこの定義で、従来の犯罪として定義しやすい、警察の観点からは定義しやすいというのはあるんですけども、現実には起こっている危険からいうと随分抜けている点があるわけですね。例えば航行中の航空機や船舶、こういうふうになっておりますけれども、これは停止中なのはどうかということですが、テロリズムは停止中の船舶とか停止中の航空機にだけ行われるわけですね。

それからまた、爆発物を爆発させる、こういうふうな条件になっております。しかし、御存じのとおり、例えばインドのボパールで、殺虫剤の工場がバルブが破損したために三千人の人間が深夜のうちに死んでしまふという状況が起こっているんです。ですから、別に爆発物を爆発させなくたって、だれかが化学プラントでバルブをしゅつしゅつと回すだけで、それは膨大なテロになるということが言われているわけでありまして、それこそいわゆるNBC兵器、すなわち核や生物化学兵器というものの恐ろしさがここにあるわけなんです。

ですから、今テロリズムというのは、そうした、どおんと爆発させたり、暗殺したり、銃で撃つたりするだけではなくて、本当に、バルブをひねっていくとか、あるいは研究所にいる人たちが自分たちが持っている菌をばらまいていくとか、そういうテロリズムになっていくのに、この法律ではそうした新しい形のテロリズムに全然対応できていないと思うんですが、この定義はその意味では物すごい時代おくれの定義だと思いますが、法務

大臣、いかがでしょうか。

○横内副大臣 委員のおっしゃる定義というのは、テロリズムの定義ですか。それとも、先ほどちょっとおっしゃった航行中の航空機ということの定義でしょうか。

○首藤委員 この法律で定義されている、法律の対象となる公衆等脅迫目的の犯罪行為の定義でございます。

○古田政府参考人 ただいまお尋ねの点につきましては、まず航空機あるいは船舶につきましては、確かに、一条二号のイ、ロ、ハにつきまして、これは航行中という限定をかけてございます。これは、ハイジャック等のいわゆる関連条約がそういう前提であることによるわけでございます。しかしながら、航行中だけでなく、一方で爆弾テロ防止条約等もございまして、こういうことを踏まえまして、航行中の航空機等に限定せず、同条の二号のニで、爆発物を爆発させる、あるいはそれに非常に重大な損傷を与える方法で攻撃をして破壊するといふような行為も対象としているわけでございます。そういう意味で、テロ行為と言えりような重大な加害行為は網羅されていると考えております。

それと、ただいまお話にありました、例えば化学工場等を爆発させるというの、これはやはり、そういう建造物等に重大な損傷を、破壊を与える行為ということで対象とすることとしております。

〔山本（有）委員長代理退席、委員長着席〕

○首藤委員 きちんと答えてもらっていないですよ。今は変わっているんだから。そういう爆発とかいふんじゃないでしょう。化学工場だって、普通の人がバルブをひねったときどうするか、ひねっちゃいけないというバルブをひねったときにどうするかということを知っているわけですよ。ですから、それは確かに、いろいろざらざら言ってお答えになるのは結構ですけれども、近代テロというもの、この法律が対象にしなきゃいけない、これから一番、アメリカもそうなんですけ

れども、この国際条約が目指しているものはこう
いうものじゃないんですよ、はっきり言うよ。

それでは、法務大臣にお聞きします。サイバー
テロにはこの法律はどのように対応できますか。

○森山国務大臣 第一条の「定義」というところ
に、「この法律において「公衆等脅迫目的の犯罪
行為」とは、公衆又は国若しくは地方公共団体若
しくは外国政府等を脅迫する目的をもつて行われ
る犯罪行為であつて、次の各号のいずれかに該当
するものをいう。」として、一に、「人を殺害し、
若しくは凶器の使用その他の他人の身体に重大な危害
を及ぼす方法によりその身体を傷害し、又は人を
略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行
為」とありまして、これでほとんどの場合はカバー
できるのではないかと思います。

二以下に、航行中の航空機あるいは航行中の船
舶、その他のいろいろなことが書いてございます。
「爆発物を爆発させ、放火し、」ということも二号
には載っております、これらのことを読みますと、
今おっしゃったようなことはカバーされるの
ではないかと私は理解いたします。

○首藤委員 それはもう全くカバーされておしま
せん。テロリズムの基本的な研究を見れば、そう
いうものではない、そういうもので定義されてい
ないところに今のテロリズムの問題があるわけ
ですよ。例えば文明に対する反発とか、ここに定義
されていないですよ。国家とか公衆とか、国もし
くは地方公共団体を攻撃しているんじゃないん
ですよ。文明に対すると、ともかく、それを言いますと
私の持ち時間がもうみんなないんで、次に移りた
いと思います。

テロの難しさというのは、いわゆるステーツス
ポンサーズテロリズム、要するに国家が支援して
いるものが多いわけですね。そのうち、もちろ
ん今までのリビアがやっていたとかいろいろなこ
とがあるんですけども、今実は、当たり前のこ
とですけれども、アメリカが物すごくテロリズム
をやっているんですよ。アメリカが昔は、例えば、

キューバ侵攻、キューバ再侵攻をするためにいろ
いろな民間団体にお金を出してテロ活動をやらせ
ていたんですね。最近の新しいバージョンはどう
かというところ、いわゆるアメリカが定義した悪の枢
軸国、こういうものに対して、周辺国にいろいろ
な団体があつたりNGOがあつたり、こういうと
ころに供与して実はテロ活動を行っているんです
よ。典型的な例はクルド族ですね。イラン、イラ
クの周囲にあるクルド族への支援というのは、か
なりのテロ活動なんですよ。

こういうアメリカがやっているテロ活動もまた
当然この法律の対象となりますでしょうね。そう
ですね、法務大臣、いかがですか。

○森山国務大臣 国家が背後で支援している行為
の具体的な内容が必ずしも私はよくわからない
でございますけれども、あくまでも一般論として
考えますと、先ほど申し上げた本法律案の一条に
言うところの「公衆等脅迫目的の犯罪行為」とは、
公衆等を脅迫する目的による一条各号列記の行為
でございます、我が国の刑罰法規の構成要件に
該当し、かつ違法であるものを意味するわけでござ
います。

このような犯罪行為に当たるものであれば、お
尋ねのような場合であっても、当該犯罪行為の実
行のために資金を提供し、または収集する行為に
ついては、資金提供罪または資金収集罪が成立す
ると考えます。

○首藤委員 全然きちっと答えていただいていな
いんですよ。これでは法律の審議にならないですよ。
今、僕はこれは架空の話をしているんじゃないん
ですよ。本当に目の前で起こっていることなん
ですよ。イラクという国が悪の枢軸であり、そう
いう国を封じ込めたり、あるいは不安定化させる
ために、周囲にはいろいろなNGOがあつて、そ
ういう人たちが反政府勢力をある意味で支援して
いるわけですね。そういうところに、アメリカとい
う国家だけではなくて、アメリカにいろいろなさ
まな個人やさまざまな政治団体がいろいろな形
で、昔から何とか何とかなソサエティーとありま

すね、そういうのが支援しているんですよ。

ですから、当然のことながらそういうのもこの
法律の対象となるわけでありまして、法務大臣、
法律をよく御存じのお立場から、それは当然この
法律の対象となると私は解釈するんですが、法務
大臣の見解はいかがでしょう。

○森山国務大臣 おっしゃるお気持ちにはわかるん
ですけれども、この法律は、国を罰するものでは
ございませんし、団体を罰するものでもな
いと思います。だから、個人に対する罰則でござ
いますので、そこがところがちよつと違うんじゃない
かというふうに思っております。

○首藤委員 これは全く違わなくて、私が、例え
ばそういうイラクのフセイン政権を打倒するとい
うと、勢力に、あるいは私じゃなくて個人が、
そういう形でNGOを経由したりあるいはさまざま
な団体を經由して資金提供を、現に多くの人た
ちがやっているわけですが、そういうことも当然
対象になるというわけでありまして、これは課題
としてぜひ研究していただきたい、そういうふう
に思うわけです。

かようにこの法律は難しい。刑事局長さんがい
ろいろ定義されますけれども、今までの法律の定
義ではこの法律は実効あらしめることができな
い。もう一度真剣に考えていただきたいと思いま
す。

時間が無いものですから、次に資金の問題につ
いて移らせていただきますが、「情を知って」と
いう言葉があります。「情を知って」という内
情を知って、これが本当にテロなのかどうかとい
うことを知るといふことでありますが、これはも
う非常に難しい。

これは、今イスラエルで爆弾テロをやっている
例えばハマスなんというグループがありますけれ
ども、これはもうよく御存じのとおり、さまざま
な社会活動、教育活動、難民救済という活動を活
動しているところの一部の武力行為なわけです
ね。ですから、ハマスぐらい有名になれば大体わ
かりますけれども、そうでなければ、果たしてそ

の団体が福祉活動をやっているのかテロ活動をし
ているのかというのは非常にわかりにくいんです
ね。しかもその形状が、例えばマフィアとかそう
いう大きな団体ではありませんから、さまざま
小さい団体がいろいろなネットワークを組んで
やっている、そういうところ。全く関係ない、本
当に中東のある地域のある村の子供たちの小学校
のための絵本を出しているというの、実はネッ
トワークからいくとどこかで自爆テロをやってい
る人たちと結びついてくるわけですね。

ですから、この「情を知って」というのは、犯
罪要件としての程度実際的には確立できるの
か。そこところはいかがですか。刑事局長で結
構ですから。

○古田政府参考人 御指摘の「情を知って」とい
う要件につきましては、これは既存の罰則にも要
件とされている例は幾つもございしますが、要する
に違法な行為であることの認識が必要であること
を明らかにするものであります。

ただいまお尋ねのような点につきましては、こ
れは、団体自体に対する資金の提供とかあるいは
グループ自体に対する資金の提供ということでは
なくて、ある一定の重大な犯罪行為を具体的に
行う意図を持っているということがわかった上で資
金を提供することを処罰するというところでござ
いますので、やや委員のおっしゃっていることは
場面が違うのではないかと考えております。

○首藤委員 いや、これは全然違わないですよ。
要するに、犯罪行為だという定義をするにはその
犯罪行為を特定しなきゃいけないんですよ。しか
し、今みたいなネットワーク社会の中で、しかも
海外でやっていることをどうやって知り得ますか
というのを聞いているわけですよ。ですからそ
うしたものを、国内的なもので世界で起こってい
るそういう動きをどれだけ把握できるか。できな
いわけでしょう。

では、日本のテロリズムの研究の状況はどうで
すか。例えばその定義を、アメリカは政府が決
める、それからテロ白書で決めている、あるいは国

連の決議で決めている。こういう幾つかの有名なところがありますけれども、現実にはそんな有名なところはこんなテロ活動、テロの支援なんかしていないわけですよ。もう名もない小さい小さいところがネットワークを組んでやっている。それがネットワーク社会の犯罪というもののじゃないですか。

ですから、それを今の警察の体制でどういうふうにとらえるのか。どのようにこの犯罪行為をこのネットワークテロの中で定義づけられるのか、それはどなたか専門家に答えていただきたい。いかがですか。

○古田政府参考人 ただいまのお尋ねは、どういうふうな活動をするか、そういう具体的な意図をどういうふうにいけば察知するかということについての情報収集の問題であろうと考えるわけですが、これにつきましては、国際的にもいろいろな形で情報交換、これを密度高くしなければならぬ、そういうふうなことも近時特に意識されておりまして、組織的な活動でございますので、さまざまな情報収集等の手段を通じてできるだけそれを把握するというところで、今後、世界でそういう方向で物事が進むものと考えております。

○首藤委員 結構です。

今図らずも言っていたように、日本はそういうことを定義する体制がないんですよ、はっきり言うと。研究だつてほとんど行われていない。日本でテロリズムの専門家なんというのは本当にもう五本の指、そういうような状態の中で、どうしてこの法律が適用できますか。これは深刻な問題なんです。だから、そういう能力がないのに法律だけできたらおかしいじゃないですか。こんなものは、法律として通そうとすること自体が間違っていますが、私の質問の中で幾つか重要な点があるので、次の資金のことについてお聞きしたいわけですよ。

例えば、仮にテロリストのネットワークが日本に口座を持つている、そうした口座は日本国内でどうやって見つけられるか。例えば、今のウィル

スチェックのように、何かパソコンで打っていると、急にウィルスが入ってきましたと、こう画面に出るとか、どういう形で、今の、現実に資金供与の対象となるようなテロネットワークの口座を見分けますか。金融庁、いかがですか。

○原口政府参考人 組織的犯罪処罰法のように、金融機関は、顧客から収受した、受け取った資金が犯罪収益等である疑いがある場合には、当該取引を金融庁に届けなければならぬというふうにされているわけでございます。

この疑わしい取引かどうかというのは極めて主観的なことでございますので、金融機関は、日ごろ集積した知識に基づきまして、また、取引相手の属性ですとか取引の態様とかそういう各種の情報を総合的に判断をして、当該取引が疑わしい取引かどうかを判断するということになりましたが、そういう主観的な要素もございまして、金融庁からも、各金融機関に対して、疑わしい取引の判断の参考となるような取引類型をまとめた参考事例集を配付しておりまして、金融機関はこういったものも参考にしながら判断をしているというふうな認識をしております。

○首藤委員 今までの知見に基づいて、さまざまな知恵を使って発見しているということですか、疑わしい取引を把握しているとおっしゃるわけですか。では、最近問題になった、コンゴの外交官詐欺の問題になったムルアカ氏の口座というのははっきり把握しておりますでしょうか、金融庁、いかがですか。

○原口政府参考人 この届け出というのは犯罪捜査に係るものでございますので、個別の取引の状況については答弁を差し控えていただきたいと思っております。

○首藤委員 そんなことはわかってるんですよ。ですから、そういうのは警察から言われてやっているのか、それとも自主的に、この辺は怪しいとして判断してやっているのか、金融庁、もう一回、いかがですか。

○原口政府参考人 仕組みといたしましては、ま

ず各金融機関が疑わしい取引と判断したものを届けていただきまして、それについて金融庁の方でまた種々の情報等を判断をして、捜査に資するというふうな判断いたしましたものについては捜査当局に提供する、そういう仕組みになっております。

○首藤委員 結局、疑わしいと思わなかったら出てこないわけですよ。だから、疑わしいと思うのが、日本国内で疑わしいということを理解できるそういう体制がないと、これは結局永遠に把握されないということなんですよ、残念ながら。それがないければ、結局、アメリカに、これは危ないですよ、ここは怪しいですよと言われて、ああそうでございますかといってチェックしているだけだということお寒い体制の中で、どうしてこんな法律が守れるか。これは法務委員会の皆さんも、この部屋におられるすべての皆さんが真剣に考えていたいただきたいテーマだと思います。

時間がありませんで、最後に、このテロと関係あるわけですが、こういうテロがあるような地域では、当然のことながら難民が発生します。あるいは、アフガニスタンみたいにテロをやつたために爆撃したりする。そうすると、膨大な難民が出てくるのです。今、アフガニスタン難民というのが問題になっていますが、五百万人ぐらいます。次に出てくるのは、悪の枢軸難民ですよ。恐らく、悪の枢軸と目されたところに何らかの経済制裁が行われ、あるいは実力行使が行われれば、膨大な数の悪の枢軸難民が出てきます。当然のことながら、数多く日本に来ることになります。

これは法務大臣にも何度も何度もしつこく質問させていただきましてけれども、例えば、ハザラの人たちがタリバンに追われて逃げた。その人たちが、牛久や十条の入国管理センターで、ひどい人は、私が牛久に行つたときでも、私が行ったその日に、二百三十二日もそこに勾留されているという人がいるんですね。こういう非人道的なことを、日本自体が新たな人権侵害をしているというところで、この国内における難民の問題につい

て真剣に考えていただきたいと思うのです。法務大臣、よくお願いしたいのですが、この問題は、今問題となっている有事法制におけるジュネーブ四条約の Protokol、要するに国際人権の問題と非常に密接に関係を持っている。これに對して日本は、国内における難民の受け入れを含めて、あるいは有事法制におけるジュネーブ四条約の Protokol 批准も含めて、どのようにデザインを考えておられるのか、最後に法務大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○森山国務大臣 有事の際に我が国に大量の避難民が流入するかもしれない、するであろうというような話がよくございまして、そのような場合にはどうするかという議論がよく聞かれるところでございますが、もし万一そのようなことになりましたときは、関係省庁が連絡をとりまして、政府全体としてこれに取り組みなければいけないというふうな思いです。

法務省ももちろん、出入国管理行政を所管する立場から、かつてのインドシナ難民等の先例も参考にいたしながら、大量避難民対策が円滑に行われますように、体制の整備及び滞在施設の確保に努めるというほか、的確に対処していきたいというふうな考えておりますが、これはあくまでも政府全体の問題として、政府挙げて考えなければいけないことだと思っております。

○首藤委員 終わります。

○園田委員長 西村眞悟君。

○西村委員 これは法務当局にお答えいただくのが適当だと思います。

以下、本案についての少々技術的なことをお聞きします。

まず、第二条に関しまして、「情を知つて」という文言が冒頭にございまして、この文言がなくとも、条文は故意犯を処罰の対象としているというところが明らかになるのでございます。この「情を知つて」という文言なき構成要件の上に「情を知つて」という文言を加えることによって以下の構成要件を何か限定する意味を有するのか、また、

限定するとすれば、通常の故意犯の何を限定するか、また、限定しないとすれば、この「情を知って」ということを入れたことによって、拡大するの、か、どうい機能があるのか、これについてちよと御答弁いただきたいと存じます。

○古田政府参考人 委員御指摘のとおり、犯罪は故意犯が原則でございます。そういう意味で、当然ながら、認識というのが必要であるということ、これは大前提になるわけでございます。

しかしながら、従来、資金提供罪、幾つかパターンがあるわけでございますが、これは「情を知って」ということを、つまり、相手の犯罪行為でございまして、それを提供者において認識しているということを示す観点から、そういうふうな文言を用いるということとなっているものと理解しております。

おっしゃるとおり、この「情を知って」というのは、相手の犯罪行為、相手が犯罪行為をしようとする意図を持っていることを知って、そういう意味でございまして、それは故意犯の要素といえ、おっしゃるとおりかもしれません、そういう点を明示する、したがって善意のものには含まれないということを明確にする、そういう機能があるものと考えております。

○西村委員 それでは、法律用語として故意にという言葉があるのであります、なぜ故意にという言葉は使わないのかということでありまして、

「情を知って」という文言を、情という言葉を過去使ったことはあるんでしょうけれども、私がい出すのは、外務省機密漏えい事件の西山被告の起訴状にある、情を通じてという、我々が学生時代に印象的な起訴状でございましたので覚えていますが、情というのはいささか、情を通じての方に使え、今の御説明では、故意犯であることを明示することだという趣旨の言葉とは少しずれるんじゃないですか。

情を通じてという情は故意の問題じゃないですね。男女の肉関係を通じて情報を引き出したという意味で、かつて検察は情を通じてという言葉

を使った。「情を知って」とは何か。男女関係を利用してこの資金提供することと解釈しても、検察がかつてその言葉を使って堂々と起訴状に書いているわけですから、そう強弁することも可能である。

したがって、この言葉は適当ではない。今お答えになった趣旨であれば、故意にという言葉を使うべきだと思いますが、いかがでございますか。

○古田政府参考人 情という言葉は、ただいま委員御指摘のようなコンテキストで使われることもありまけれども、いわゆる、どういう事情であるか、こういうことで「情を知って」ということを使うのがこれまでの犯罪として規定されている罰則の使い方であると承知しております。

先ほど、私、認識というのは故意の一部とはなり得るということは申し上げましたが、先ほど申し上げましたとおり、これは、自分の行為の問題ではなくて他人の行為であって、その他の行為がどうい性質のものであるかを認識していることが必要であるということを明示する、そういうために置かれていてと理解しているわけでございまして、故意にというふうなことになります、これはまた非常に広い概念でございまして、かえって広過ぎて、逆にそういうことを書いても法的な意味は乏しいものではないかと考えております。

○西村委員 私としては、故意にということを書いて法的意義が乏しいのなら、「情を知って」と書くのも乏しいのだからと思いますが、「情を知って」という言葉の次に続く公衆等の脅迫目的の云々という構成要件を明確にするものであつて、限定するものでも拡大するものでもないとして、限定するものでも拡大するものでもないとして、積しておくということでございますね。再度確認をさせていただきます。

○古田政府参考人 「情を知って」という言葉に限って申しますと、先ほど申し上げましたように、提供の相手方の具体的な犯罪行為の意図を知っている、それを認識しているということを明らかにするということでございます。したがって、善意

のもの等は含まれないという意味で、そこら辺、法律上限定が明確になるということでございます。

続きまして、あるいは私、御質問を的確に理解しておりませんけれども、犯罪行為の実行を容易ならしめる目的ということとしておりますので、これは、実行を容易ならしめる積極的な意図というのが必要であるということでございます、その意味で限定的な機能を持たせているわけでございます。

○西村委員 余り問答しても仕方ありませんから、法運用において、私の質問した趣旨が反映されれば、まあ、今御答弁をなさった趣旨が反映されればと思ひます。

次に、この第二条の以下の構成要件、公衆等脅迫目的の犯罪行為であることを云々という場合、どの範囲を知っておればこの構成要件に該当するの。

例えば、「実行を容易にする目的」でのその実行を、原子炉爆破を容易にする目的で資金を提供すると思つておつたけれども、実は航空機爆破をしよつた。受け取る方は航空機爆破の目的で動いておつたけれども、提供するのは原子炉爆破の目的で金を渡した、こういう場合にはどうなるのかということを知っておきたい。

つまり、第一条のどこかに該当するものとの認識があつて、それを容易にする目的を有しておればそれで十分なのか、第一条各号の具体的に該当することまでも知つて、その実行を容易にする目的がなければならぬのかということでありまして、いずれでしようか。

○古田政府参考人 必ずしも、一条各号の特定の行為をするということまでの認識は必要ではなくて、ここに掲げております行為のいずれかを実行する意図があるということ具体的に認識していれば足りると思ひます。

○西村委員 つまり、井戸に毒をまくとかいろいろな行為が含まれるけれども、出す方が何を考えおろうか、またやる方が何であろうか、具体的に

にすれば、第一条に該当するものの範囲であればこの構成要件に該当するということでございますね。

次に、三条に関しては、これは街頭カンパ行動も含むのかということでありまして、「資金の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、云々。例えば、地下鉄でサリンをまこうというふうな意図を持って、その資金を集めるために自然保護を掲げて街頭カンパ活動を行う、また、これは現実にある、死刑廃止の街頭署名、カンパを集めながら、実はいわゆる非公然活動の資金団体に流す、こういうことです。この街頭カンパ行動も含むでしょうか。

○古田政府参考人 この資金収集罪は、要するに公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を意図している者が、その実行のために使用する、そういう目的で資金を収集するということが犯罪でございまして、したがって、表にあらわされた名目があるかの名目でありまして、実際にそういう目的で集める場合には、この資金収集罪に該当するということになります。

なお、この機会に、先ほどのお答えについて若干補足させていただきたいわけですが、いづれにいたしましても、実際問題として、どうい犯罪行為をするのか、そういうことが具体的にどの程度のことかわかつていないと、資金提供というのも現実問題としてはなかなか難しい問題があるかと思ひます。

ただ、いづれにいたしましても、一条の各号に掲げるどれか、ある特定の、これではなければならぬということではない、そのどれかに当たる行為を含む行為をするんだという認識があれば足りるということでございますので、補足させていただきます。

○西村委員 それで、第三条の「他の方法により、資金を収集」、この「他の方法」というのは、勧誘もしくは要請以外の方法、つまり、強奪、詐欺、窃盗、こういうことは含んでいしょうか。含むとすれば、例えば、詐欺、強盗と本法における犯罪

はどういう関係に立つてありましようか。

また、この両犯罪は、次の第四条の、自首した場合の必要の減軽もしくは免除の刑はどの範囲に及ぶのか、本法だけなのか、本法と観念的競合に立つこの強盗にも及ぶのかということについて、御答弁いただきます。

○古田政府参考人 法律案三条の「その他の方法により」、これにつきましては、前に例示がございまして、勧誘あるいは要請ということでございます。そこで、自分が積極的に相手方に働きかけて、相手方の意思に基づいて資金の提供を受ける、こういう場合のその他の方法ということと考えているわけでございます。

そこで、ただいまお尋ねの、例えば、強盗であればどうか、詐欺であればどうか、こういうことでございまして、強盗の場合には、相手の意思に基づいて提供を受けるということではなくて、無理やり奪ってしまうというようなことではないです。それは本法で言う収集ということにはならないものと考えております。しかしながら、詐欺の場合には、これは今申し上げましたように、積極的に相手方に働きかけて、その意思に基づいて提供を受ける、そういうことになりますので、この条文で言う収集に該当するものと考えております。

この場合には、御案内のとおり、一個の行為によって資金収集罪と詐欺罪の両方の罪名に触れるということになりますので、この二つの犯罪が成立して、刑法上、五十四条一項のいわゆる観念的競合として、重い罪の刑で処断されるということになると考えております。

その場合に自首減免規定がどのようになるかというところで申し上げますと、これはまず、どちらが重い犯罪かということで、重い刑を先に決めるということになります。したがって、この資金収集罪の方が重いということになりますれば資金収集罪によって処断されることとなりますので、四条の自首減免規定が働くことになる。一方、観念的競合であるもう一つの犯罪の方が重いと判

断された場合には、これはそちらの刑によって処断されることとなりますので、この四条の自首減免規定は働かないと考えている次第でございます。

○西村委員 ちよつと、条文の読み方として今御答弁になったようなことが成り立つのかということなんです。資金の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法」というのは、まさにその他の方法なんでありまして、勧誘、要請以外の方法だということに読めるわけですね。勧誘、要請以外の方法だということに読めるこの「その他の方法」の内包される概念が、勧誘、要請に類似するものだと到底読めないと思ひます。

例えば、その次に当たる「資金を収集したとき」という文言を入れかえまして、その実行のために使用する資金を収集する目的で、提供を勧誘し、もしくは要請し、また類似の方法で人に働きかけることによってと続くんでしょうけれどもね。

まあ、構成要件を読むというのは難しいんですが、私が、私は、今の御答弁が、その他の方法が上記にあるものの類似であつて、人の意思に働きかけるという限定を有したものだとは到底読めないというふうに申し上げておきます。

現実的、テロ組織の実態から見ても、私の申し上げている方が実態に即しているのではないんでしょうか。あらゆることで資金を収集している。人の意思に働きかける、そういうふうな生易しいことではありません。あらゆることで資金を収集します。したがって、今の御答弁には納得しかねるということをお願いいたします。

次に、これは大臣にまたお聞きすることが適當かと思いますが、今我々が審議しているのは、資金が動くときの動かし方、どういう意図で動かしただかということと罰するということですが、つい数日前から一昨日まで開かれたG7においても、テロの資金となるこの金を凍結すると。こういうふうな法体制は我が国にはないんだろと思ひますが、アメリカ等々は、前に申し上げたと思ひますが、凍結しておるんです。

例えば、北朝鮮という国家があつて、非常に友好的な国家でありましたけれども、突如として金政権ができて、国際的にこれはテロ国家だ、そして我が国にある北朝鮮の国家資産は国際的テロに利用されるものになった、こういう場合は、例えばアメリカがイランをやつたように、我が国も北朝鮮の我が国国内で保有し自由にできる資産を凍結する必要がある。

当局に確認のためお聞きして、大臣に立法的な問題意識をお聞きしますが、現在では、私の申し上げているように、動いていない資金がそのままだテロに使われる場合に、それを直ちに凍結するという法体制はないんでしょうか。また、ないとすれば、テロに要する資金を根絶やしにしようという国際的な風潮、そして我が国の必要性の中でこの立法措置は必要だと私は思ひますが、大臣はどうかと思ひますかということ。二つお聞きします。

○古田政府参考人 まず前提についての御尋ねがございまして、現在、お尋ねがどういう場面を想定しているのか必ずしもわかりにくいところもありません。テロ行為等の資金ということで、動いていない資金、保有しているだけということとございまいしょうか。

それを直ちに凍結ないし没収するというふうな制度はございせん。ただ、それが例えばほかの殺人の予備とかそういうことにもし当たるような場合があれば、その限度で対応は可能な場面があるわけでございまして。

○西村委員 質問の趣旨ですが、現在においては、戦前に行われた宣戦布告に關しての日本資産の凍結とかアメリカ資産の凍結とか、そういう国家間のことではなくて、非国家組織のテロに対しては、かに国際社会がその資金をとめるかという問題意識に移つております。

今我々が犯罪で没収できるとかいうことは法体制にあるんですが、例えば、テロ組織がいつテロを行うかわからぬけれども、この組織はテロ組織であるとこれを認定して、そしてあらかじめそれに使われる我が国内にある資産を凍結するとい

体制、今それはないという当局のお答えでしたけれども、大臣、この国際社会のテロに対する克服のための風潮の中で我が国にもこの法体制は必要だと私は思ひます。有事法制の一環としてこれは必要なんだ。その意味で、大臣はどういうふうにお考えですか。

○森山国務大臣 現在のところは、今刑事局長が御説明申し上げましたとおり、そのような法律あるいは措置を許す体制にはなっておりませんのでできないと思ひますが、国際的な情勢あるいはそのほかの要請によりまして、そういうふうなことが必要な事態も起こり得るかと思ひます。その際には改めて検討しなければいけないかもしれませんが、現在のところ、そのような事態にはまだ至っていないかというふうに思ひます。

○西村委員 私の認識は至つておる、もう既に至つておると。なぜなら、我が国は、国民を守るといふ新しい体制に、十九世紀的な法体制から移行しなければならぬ。

例えば覚せい剤が、十年前は一キログラム押収されただけで新聞に出ていた。○三グラムが五千円でいまだに売買される。それが数トンにわたつてコンテナで入つてくる。これを防圧する体制に我が国はない。簡単に言えば、これはアヘン戦争をしかけられているんだということ、これは非常時なんですよ。

ということなんですが、次に移ります。

前回質問をして、御答弁はいずれいただきますというふうなことを言つておきました。パナマ船籍船内における日本人機関士の殺害事件、そしてそのパナマ船籍船が姫路に入港して、どうするか、ああるか、詰め将棋の詰まない状態が続いている、これをいかに処置されましたかということをお聞きします。

○森山国務大臣 御指摘の事件は、公海上にある外国船籍の船舶内で発生いたしました外国人を被疑者とする事件でございまして、我が国の刑事裁判権はございせんが、我が国は、裁判権を持つておりますパナマ共和国に積極的な協力しよう

いうことで、既にパナマ国からの要請に応じまして捜査共助を実施いたしております。

現在、パナマの政府は、我が国が提供した証拠に基づきまして、犯人の引き渡し請求に関する検討を進めているものと承知しておりますが、法務省といたしましても、犯人の適正な処罰の実現のために、関係省庁とともに、犯人の同国への引き渡しに向けて引き続き同国政府との調整を進めていきたいと考えております。

○西村委員 既に申し上げたように、外国船籍ならそれは外国だと我が刑法にも書いてある、これは十九世紀なんです。

パナマはあの船を自分の船だと思っていない。パナマが意図するところは、諸外国の船舶に対する税制上の規制をいかくぐって、自分の船籍にしておれば、有利な法制をパナマがつくり、その有利な法制を利用させることによって幾ばくかの外資を獲得することがパナマの目的であって、それ以上に、その中で起こった犯罪を捜査して犯人を捕まえて、またパナマ国内に移送して刑務所に入れるという意図は全くないんです。だから、今お答えになった、それだまた我が刑法にある前提は、教科書の前提であって現実の前提ではないんです。したがって、それについては立法措置が必要だと思ふんですね。

我が国は本当にほとんどの物資を輸入しておりますが、飛行機、空を飛んでくるものは意外に少なく、九十数%は船である。九五%を超えていると思ひますが、それは船なんです。その船の多くが日本船籍ではなくて、例えばパナマであるとかリベリアであるとか、日本の船籍にすれば金が高い、規制が多い、だからほかの船籍にしておるんでしょう。そして、それらの国はみんな自分の船だと思っていない、日本の船だと思っておる。

こういう中で、つまり、日本の、我が国の社会経済を支える動脈の役割を果たしている日本船員がその中で殺害されて、日本の姫路に入ってきているのにパナマにお伺い立てはできないとかいうふうなことの特例を、もうばつばつ我々立法府と

しては検討すべき段階に来たのではないか、このように思ひます。

刑法的に言うならば、刑法二条の国外犯は、国家的法益に対する侵害だけをくくっておりますが、これをいじくるのか、それとも便宜置籍船に限つての特例を設けるのか、これはやはり緊急を要するべきだと思ふんですがね。いかがですか、その点は。

○森山国務大臣 パナマあるいは幾つかの国が、そのような意図で船籍をいろいろな国に提供しているといひましようか、いろいろな国の利益にしている、それで自分の、パナマなどの国の利益にしているという話はよく知られているところでございまして、今先生がおっしゃいますような事態はあり得ることでございします。

しかし、パナマの方にとつても、そのようなやり方をするということとは、自分の国の利益でもありますので、その結果パナマと日本の間で問題が生じますとパナマにとってはやはり困ることでありますから、パナマの国がこのケースについて全く無関心で、何もする気がないというふうにして断定することもできないと思ひます。

ですから、パナマとの交渉を今いろいろなルートでやっております、公的にもまたさまざまなところを通してやっております、パナマの政府もできる限り協力をする、また日本もパナマの考えに対して協力して捜査を共助していくということとで今やっておりますが、しかし、先生御指摘のように、日本人が被害者になったというふうなこのケースを見ますと、今の刑法が十分ではない、あるいは欠けている面があるというふうな感じも確かにいたひます。

調べてみましたら、戦前までは日本の刑法にそのような条項があったそうでございます、新しく戦後憲法が変わりましたときに、国際的な信頼というのを強調いたしまして、それぞれの公式な籍のあるところのそれぞれの外国に任せようではないかという考えから、刑法も今のようになつたというふうな説明を聞きました。しかし、

昭和二十年代のことでございますので、当時の日本の事情あるいは国際情勢、また海運業界の様子というのでも全く今は違つておりますので、改めて検討すべき課題ではないかなと私も個人的には感じております。

これから、このケースに関しましては現行法でやっていくほかございせんので、できるだけ努力をいたしまして、現在の法制のもとで解決をすべく努力を続けていきたいというふうに思つております。

○西村委員 積極的な御答弁をいただいて、ありがとうございます。現在の状況が続けば、私は、日本の動脈を守る日本人船員に自力救済の装備をしるゝと勧めざるを得ない。また、今回の殺された船員がもし私の家族ならば、私は復讐する。

パナマは、引き渡しとは言っていないんです。積極的には何も動かない。だから、日本が日本人を守るという観点からやらねばならない。まして、その日本人の役目は、我が国の経済を支えるための動脈を担っている役目を果たしている日本人であります。

次に、これも前に言つておきましたけれども、台湾人の、台湾出身者の外国人登録証には中国と記載されております。これはおかしいんじゃないか、外国人登録法の趣旨に反するんじゃないかと私は質問して、御答弁を今伺いたさうと思つていますが、外国人登録法は、外国人の居住関係及び身分関係を明確にせしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的としておるわけでございます。これは第一条でございます。

さて、公正な管理とは事実に基づく管理でなければなりません。事実の相違を無視すると重大な不正な管理に至るわけでございます。殊に、日本の国益上の判断も誤るわけでございます。殊に、中華人民共和国と中華民国、台湾というものを同一にして論ずることは、我が国の国益上重大な判断ミスに至ることは事実でございます。まして、外国人登録法四条は、市町村長は登録原簿に次のことを登録しなければならない、第七号、国籍の

属する国における住所または居所とあります。

具体的にどこに住んでいるのかということまで登録原簿に登録しなければならぬわけでございますから、中国といつて中華人民共和国の扱いをしても、中国だからと云える、台湾という扱いをしてもいけるという中途半端なことをしておつてはならぬのではないですか、こう思つておるんですが、これは、中国として台湾と書くとか、中国、台湾と書くとか、ここは違ふんです。大陸の共産主義中国と違ふ、こちらは民主主義的に選任されている台湾ですよということを明記することが、事実上即することであり、また、我が国の国益に即することであると思ふんですが、大臣いかがですか。

○森山国務大臣 外国人登録法の施行というのは昭和二十七年でございますが、それ以来、台湾の出身者につきましては、外国人登録上の国籍欄において一貫して中国と表記しております、この表記は、日中国交正常化、昭和四十七年九月でございまして、その日中国交正常化の前も後も変わっておりません。このような表記は、国籍の表示として妥当なものであらうと思つております。

○西村委員 事実として、台湾と中国、違ふやないかと言つておるわけで、事実として違ふんですよ。中華人民共和国は台湾を事実支配したこと一度もない、台湾の人は中華人民共和国の国民だとは思つていない、こういうことですから。それから、その二十七年以降に我が国は台湾との国交が切斷されて、今、北京の中華人民共和国、こうなつてゐる、この事実一つを見たつて、違ふんですよ。国交が切斷された、そして、今、中華人民共和国と国交を開いているということは、事実として違ふからこうなつてゐるんで、この事実に基づいて外国人登録法がなされるということが、我が国の主体性を示すことだと思ひます。

例えば朝鮮半島においては、北朝鮮とは国交がないが、事実としてこれは北朝鮮に所屬する人たちだというふうにはちゃんとおつておると思ふんです。同様に、台湾についても、国交はないが

事実としてこの人は台湾であるということが登録で明確になるようにすることが、外国人登録法第一条に示す公正な管理に資する、そして、それに基づき判断を誤らないということではないんでしようかと私は思っております。

これについては、また後日申し上げます。

さて、最後の質問ですが、これは昨日お配りしておりました文芸春秋五月号の、杉嶋孝という人が、「私と北朝鮮」「二つの約束」というふうな手記を発表しまして、なぜ自分が一年数カ月におたつて北朝鮮に拘束されたのか、それは、内調、公安に自分が北朝鮮のことを語った内容が北朝鮮当局に筒抜けであつて、それゆゑにスパイ容疑として一年数カ月勾留されたんだ。そして最後は、こういうことで締めくくつております。「私は、国家の機密情報がいともたやすく流出する管理体制の甘さに憤りを持っていて。機密漏洩が犯罪となるのかどうか、私にはわからないが、国家の安全に関わる以上、利敵行為には厳しく対処すべきであると考えている。」

私は、この杉嶋さんの言っていることがすべて真実だという前提ではなくて、最後のこの文章には大賛成であります。私は、議員になってからすぐ、スパイ防止法が必要だ、国家の安全と国民の安全はスパイ防止法がなければ守れないという認識を示しておる者でございますが、まず、名指しされた公安、内調の御見解を伺うとともに、このような、我が国の国民に対する情報が外国政府にだだ漏れであり、また、我が国内にその情報を収集する外国政府の機関が存在するという現状は、警察から見て治安維持に責任を有する現状なのかということ、おのおの答弁いたしたくとも、大臣の御見解もいたしたいと存じます。

ただ、私はここで、内調が正しいのか、公安が正しいのか、杉嶋さんが正しいのかというふうな小さな問題で議論をしているのではなくて、北朝鮮においては日本人がどういう根拠で勾留されるのか。赤十字会談では、四十数名の北に渡つた日本人が行方不明になっているがどうかという照会

を行つて現在の状況にかんがみれば、杉嶋さんのこの体験は貴重なものであり、我々は、ここから国家国民を守るための体制を構築するための資料を得なければならぬと思つております。こういう観点からお聞きしておりますので、今申し上げた公安、内調、警察、そして大臣の御見解を伺います。

○書上政府参考人 今、委員から御指摘になりましたこの問題につきましては、私ども、我が国の公共の安全にかかわる情報活動をしております公安調査庁として大変ゆゆしい問題であり、仮にこれが事実といたしますと、組織の存亡にかかわる重大な、深刻な問題であると受けとめております。そういった観点から、この手記が公表されて直ちに、全国的に情報の管理体制に不備があつたのかないのか、こういったことの総点検の指示をするともに、当該部署におきましては、担当職員から綿密な事情を聴取するとともに、当時の記録等を精査して現在その真相について調査中でございますが、現在までのところ、手記で言われるような事実はなかつたものというふうな考えておるわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、なぜこういうことが手記で言われているのかということについては、これはまた全般の問題もございしますので、そういった観点から改めて当庁の情報の管理、保全、こういった面について不備があつたのかないのか、これを一般的にも再点検をいたしまして、情報の管理、保全に万全を期する体制を速やかに構築したい、かように考えておる次第でございます。

○伊藤政府参考人 御質問にお答えする前提として、一つ御理解いただきたいことがございます。内閣情報調査室では、種々、幅広い情報源からの情報収集、これは非常に重要な活動の一つと承知しております。もちろん、北朝鮮に関しましては、なかなか情報がないところを、専門家を含め、そういう情報源を開拓して情報収集に努めてきております。ただ、いかなる個人からどのような情報

報収集を行つていかうことをお答えするとは業務遂行に支障を生じさせるおそれがございますので、従来より、具体的ななどという情報源があるというふうなことにについては答弁を差し控えていたにいたっている次第でございます。

その前提を置きまして、したがいまして、杉嶋氏という個人と接触があつたことを前提として答弁することは差し控えさせていただきますが、内調は内閣の重要施策決定のために必要な情報を収集する、そういう非常に重い任務を与えられておりますので、情報の管理、保全については万全の措置を講じておりまして、当室の非公開情報が外部に漏れることはないということで御理解願いたいと思ひます。

○漆間政府参考人 警察としましては、入手した情報が第三者に伝わるなど情報の管理が十分に行われなかつた場合には、情報提供者との信頼関係が崩れるのみならず、当該情報提供者に危害が加えられるおそれもあり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査に著しい支障が生じることとなると考えております。

したがいまして、情報機関が保有する情報が断片的なものであれ、これは厳格に管理することは当然のことでありまして、もし情報が漏れているということが現行法制に違反するのであれば、これは厳正に対処すべきものだと考えております。○森山国務大臣 我が国の公共の安全にかかわる情報を取り扱う官庁におきまして秘密情報の漏えいなどがあつてはならないというふうな考えます。

公安調査庁などにおきまして、このような認識のもとに、従来から情報の管理、保全に万全の措置を講じているところでございますが、今後もしらに一層最大の努力を続けていくものと考えております。

○西村委員 それぞれ御答弁ありがとうございます。私は、情報収集機関の御苦勞は本当にわかるつもりであります。ただ、我が国の体制は、情報収

集機関の方たちの御苦勞に見合った体制はないのです。なぜか。

情報というのは、盗むか、買うか、交換するかどうか集まりません。そして、我が国はどの行為をできるのかといへば、盗む、買う、この行為はできない。個人的な非常な負担で買ふ行為はされておるかも知れませんが、昨今の我が国における議論を見ますと、明らかに盗む、荒っぽいことですね、忍び込んで盗んでくるということですよ。これはやられつ放し。革マルにもやられておる。檢察の情報だだ漏れ。盗まれておるので、盗むことはできない、法体制上できないのです。この国会でも、それに反対して大騒ぎする勢力がまだおる。

それから、買う、これはできない、金がない。何だ、機密費を明らかにしろと。私は機密費は必要だと思つてゐるのです。機密費を扱うやうが余りにもばかだつたからそういう議論が起る、これも仕方がない。しかし、現実においては買うこともできない。

あとでできるのは、交換することだけじゃないですか。交換することですよ、情報を渡して情報をくれということですよ。これをやっておるのですよ。だからだだ漏れになるのだ。だから、努力はわかるけれども、体制を考えにやいかぬ。

それからもう一つ、日本人がどういう根拠で北朝鮮に勾留されるのか。北朝鮮は何を根拠に勾留して、何を根拠に放しつてくるんだ。

このままほつておいたら、外務省が、自分の太陽政策が功を奏した結果だと自画自賛しかねない。こんなの、外務省とは関係ない。これは、アメリカ、ブッシュが九月十一日以後テロを締めて、北朝鮮に標的を定めてくるのをかわすために、今向こうの人を呼んで交渉するとかの環境でこれをやつてゐる、こういう道具に日本人がされておる。

ぜひ、委員長、この杉嶋、この方を我が委員会に呼んで、じっくり聞く必要があると思ひますね。公安が正しいのか内調が正しいのか、そんな小さな

な問題じゃないのです。我が国の情報収集の体制はもう破綻していることは確かなんですから。だから、北朝鮮とは何だ。日赤で四十数名の行方不明者は要請している。この人も、向こうのやり方次第では杳として消息を絶ってしまつてわからないということになりかねなかつた杉嶋氏ですから、ぜひ呼んでいただきたい、このように要請して、私の質問を終わります。

○園田委員長 お申し出の件につきましては、理事会で検討させていただきます。

次回は、来る二十六日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

平成十四年五月十日印刷

平成十四年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P